

令和 6 年第 1 回 定例会 五ヶ瀬町議会 会議録

開 会 令和 6 年 3 月 1 日

閉 会 令和 6 年 3 月 1 5 日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和6年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和6年3月1日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 行政報告
- 日程第 5. 議案第1号
人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6. 議案第2号
人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7. 議案第3号
特に重要な公の施設の廃止について
- 日程第 8. 議案第4号
行政財産の目的外使用料条例の制定について
- 日程第 9. 議案第5号
五ヶ瀬町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10. 議案第6号
五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第11. 議案第7号
五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第8号
五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正について
- 日程第13. 議案第9号
五ヶ瀬町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第14. 議案第10号
五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15. 議案第11号
五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16. 議案第12号
五ヶ瀬町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第13号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第14号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19. 議案第15号
五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20. 議案第16号
五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21. 議案第17号
令和5年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22. 議案第18号
令和5年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 23. 議案第 19 号
令和 5 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 24. 議案第 20 号
令和 5 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25. 議案第 21 号
令和 5 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 26. 議案第 22 号
令和 5 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 27. 議案第 23 号
令和 6 年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 28. 議案第 24 号
令和 6 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 29. 議案第 25 号
令和 6 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 30. 議案第 26 号
令和 6 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 31. 議案第 27 号
令和 6 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 32. 議案第 28 号
令和 6 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
- 日程第 33. 議案第 29 号
向坂山森林公園の指定管理者の指定について
- 日程第 34. 議案第 30 号
G パーク宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 35. 議案第 31 号
林産物等販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 36. 議案第 32 号
五ヶ瀬の里キャンプ村の指定管理者の指定について
- 日程第 37. 議案第 33 号
五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者の指定について
- 日程第 38. 議案第 34 号
五ヶ瀬町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 39. 議案第 35 号
夕日の里交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 40. 議案第 36 号
五ヶ瀬町共生型福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 41. 議案第 37 号
上ノ原地区多目的交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 42. 議案第 38 号
鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 43. 議案第 39 号
町道の認定及び廃止について
- 日程第 44. 議案第 40 号
西臼杵広域行政事務組合規約の変更に関する協議について

日程第 4 5 .

議案第 4 1 号

定住自立圏形成協定の一部変更について

○ 出席議員（９名）

1 番 本 田 俊 徳 議員	2 番 矢 野 宏 議員
3 番 甲 斐 義 則 議員	4 番 小笠原 将太郎 議員
5 番 田 中 春 男 議員	6 番 太 田 保 義 議員
7 番 渡 邊 孝 議員	8 番 甲 斐 政 國 議員
9 番 佐 藤 成 志 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第 121 条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	濱川 哲一	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	後藤 重喜
町 民 課 長	垣内 広好	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	齊家 晃	書 記	那須 香織
--------	------	-----	-------

午後 2 時 08 分開会

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（佐藤 成志君） ただいまから令和 6 年第 1 回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

御報告します。本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、事前に申請許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 成志君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、小笠原将太郎議員、5 番、田中春男議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 15 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 15 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和 5 年 12 月から令和 6 年 2 月までの例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4. 行政報告

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 行政報告。令和 6 年第 1 回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、昨年 12 月定例会以降の行政経過について御報告を申し上げます。

まずは、1月1日に発生した令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福と被害に遭われた方々への心からのお見舞いを申し上げます。そして、懸命に復旧に当たられている方々へ敬意を表したいと思います。日本全体が我が事と捉え、一刻も早い復旧を願うものであります。

今年度、これまで課題となっていた施設の改修を行ってまいりました。

1つ目は福祉センターの雨漏り工事です。順調に工事も進み、予定より早く完成し、今後は利用者、職員ともに安心して利用ができるようになりました。

そして、Gドームの照明のLED化にも取り組んでおりましたが、工事も完成し、明るく使いやすい環境が整いました。国スポ会場としての整備、さらには地球温暖化防止対策としての取組にもなったところです。

住宅整備についても取り組んでおりますが、昨年度から今年度にかけて5棟計画、2棟完成、3棟が整備中となっております。

第66回宮日農業技術賞を西臼杵地区烏龍茶研究会が受賞をされました。五ヶ瀬町の生産者も多く参加しております。茶葉の新たな可能性へのチャレンジ、本当に素晴らしいと思うところです。

そして、宮崎県うまい米づくりコンクールにおいて、普通期水稻部門29点の中で、甲斐梅男さんが優等、甲斐政志さんが2等選ばれました。五ヶ瀬の米のおいしさを証明していただきました。

次に、計画改定について御報告いたします。

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定を行いました。

介護保険事業計画は、3か年ごとに計画を策定することになっており、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画であります。

計画期間中の2025年には団塊の世代が75歳以上を迎え、また、2040年には団塊ジュニア世代が65歳を迎え、85歳以上人口の急増と生産年齢人口の急減が見込まれるため、中長期的な視点に立ったサービス基盤の計画的な整備が求められています。

第9期計画の基本理念は、現行の第8期計画を継承し、「このまちでいつまでも自分らしく」としております。この基本理念を実現するため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むために、地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

第9期計画においては、介護予防事業に重点的に取り組み、介護認定率を適正に維持することで、介護保険料の抑制を図ります。

本町の介護保険料は、全国的に見ても低い位置にあり、第8期の保険料基準額は4,980円であります。第9期計画では、介護給付費準備基金を一部取り崩すことで、基準額を

4,600円に引き下げております。詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明を申し上げます。

次に、令和6年度に向けた施政方針について述べさせていただきます。

私自身、令和6年度でいよいよ3年目を迎えることになります。この間、町民の皆様が安心して、心豊かで、笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、できることから手を打ってきたところでございます。

私自身の政策目標として掲げさせていただいた項目につきましては、まだまだ不十分でありますので、引き続き、精力的に取り組んでまいります。ただ、結果、効果が発現するには時間がかかるものもあると認識しております。

本町の大きな課題、優先して取り組むべきこととして、令和4年の台風14号からの復旧と少子高齢化対策を含めた人口減少対策であります。

台風災害で被災した農地、道路、河川工事を順次発注し、徐々に完成してきております。今後、完全復旧に向けて全力で取組を進めます。

スキー場へのアクセス道については、懸命に災害復旧を行っておりますし、今回、大規模地滑り箇所について工事発注を行います。諸条件は伴いますが、関係機関の協力を得ながら、早期に通行を確保できるよう引き続き努力をしてまいります。

人口減少については、先月27日の報道でもあったとおり、2月1日の推計人口が3,119人と、10年前と比較して23.7%減少となりました。減少率は県内3番目に大きい数字で、予想を上回るスピードで減少しております。このままいけば、来年には2,000人台になるのかなと思われるところです。あらゆる施策を持って取り組むことが大切であり、各施策がこの人口減少対策につながってくるものと考えております。

特に、子育て支援策の充実、教育の充実、農林畜産業の振興、観光の振興、医療福祉の充実、交通インフラの充実、住まいの確保等、これまでも取組は進めてまいりましたが、全庁的な取組、町民の皆様の共通理解の下、施策の事業効果を意識しながら進めたいと考えております。

子育て支援等の取組としては、出会いづくり推進員の活動を支援し、出会いの場の創出に取り組み、結婚後の新生活支援を行います。

妊娠期におけるサポート、出産時の支援も引き続き実施し、本町の実情に合わせ、できるだけ安心して子供が産める環境をつくっていきます。新年度からおむつのサブスクサービスを実施します。そして、今後、国が実施する子育て対策を遅れることなく取り組み、必要に応じて町単独の取組も加えてまいります。

教育については、引き続き五ヶ瀬グランドビジョンを推進し、五ヶ瀬ならではの教育を推進してまいります。

しかし、児童生徒の数が今年度200人を切り、数年後には150人を下回ることが予想されます。議会からもお話を受け、今後の学校の在り方については、既に議論を進めておりますが、さらに意見を聞きながら、方向性を出してまいります。

農業について、今後は農業経営者の高齢化や担い手不足の深刻化が予想されます。

今年度から地域計画策定も進めております。それぞれの立場の農業担い手の皆さんと、積極的に意見交換を重ね、難しい部分もあると思いますが、将来ビジョンを共に考えていきたいと思っております。その内容により、課題解決や支援方法の在り方の協議を重ねてまいります。

林業については、伐期を迎え重要な雇用の場となっておりますし、活気を感じております。切って、使って、植えて、育てる環境のため、環境譲与税等を有効に利用、引き続き各種支援を実施してまいります。

これまで実施してきております林業担い手総合対策事業による各種技能講習免許等取得支援事業や、就労条件整備事業に加え、6年度から装備品の支援も追加してまいります。

森林経営管理制度については、管理の行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は地域の林業者へ再委託するとともに、適さない森林は市町村が公的管理をする制度です。

現在、8区、7区、6区の一部でアンケート調査を実施しました。新年度はその結果を基に具体的な検討に入ってまいります。

また、本町の重点作物となります釜炒り茶やシイタケ等につきましては、さらなるブランド確立と販売拡大への支援を引き続き行ってまいります。

畜産振興対策については、関係機関と連携して、繁殖雌牛の改良、更新などに取り組み、農家数、頭数の維持対策の検討をしてまいります。新年度では、母牛、子牛の予防接種費用の助成を行います。

また、農林業分野のスマート化について、担い手対策、負担軽減、効率化などを目的に、引き続き、五ヶ瀬に合ったものはないか、研究してまいります。

地域の活力を生むためには、観光の振興等により交流人口、関係人口を増やすことも必要であり、新型コロナで落ち込んだ合宿の取戻しや、ワイナリーへの誘客や自然資源を磨き上げることによる新たな魅力の創出も必要だと考えております。

特に向坂山一帯の魅力をオールシーズンで楽しめるよう、利活用の在り方の研究は引き続き実施してまいります。

今後の観光関連施設の整備事業としては、特産センターの改修と、公共工事で出た残土を使った駐車場整備を計画しており、令和6年度実施計画を策定する予定です。同じく、残土を活用して、Gパーク木地屋の後ろを埋めて、広場の造成を今後計画してまいります。

また、竹田五ヶ瀬線土生夕塩間が完成し、新たな観光ルートができることから、今後はワイナリーの魅力化も必要だと考えております。

第三セクターの運営につきましては、依然厳しい状況にありますが、それぞれの会社の現状の分析をして、その対応をしてきており、木地屋については、宿泊部が新規のお客様を確保するなど業績を伸ばしつつあります。

一方で、レストラン部門は、どうしても宿泊宴会对応と昼の対応を考えると体制的に厳しいわけですが、改善すべき点もありますので、明らかにして今後対応してまいりたいと考えています。

温泉部門については、皆様方の御理解をいただき、料金改定をさせていただきました。

五ヶ瀬ワイナリーについても、経営内容を分析し、改善点を洗い出し、取組を進めております。生産者から圃場もお預かりしておりましたが、今期、それぞれにお返しをして、農家の方々に生産をいただく体制にいたしました。

できる限りの経費節減を図り、イベント等による集客を図り、ワイン、レストランともに売上げを見直すよう取組を進めます。

この間、両会社とも設立から年月がたち、設立当初の会社の理念が引き継がれていない、何のための会社なのか、会社とは何か、社員一同改めて共有する必要があると痛感をしております。

そして、各産業を通して、人手不足が課題となっております。全国的な課題であり、短期的での解決は難しいところですが、特定地域づくり協同組合事業を活用できないか、今年度、先進地視察を実施し、課題等を整理しておりますので、新年度可能性について一歩踏み込んで議論を進めたいと考えております。

町民の皆さんが安心して暮らしていくためには、病院はどうあるべきか、どう残していくべきかの議論から、西臼杵3公立病院の統合再編の道を選択し、それぞれの病院が機能を分担し、将来にわたってこの西臼杵で安心して暮らしていける体制づくりを目指し、病院統合再編を行います。

平成27年から議論を進め、いよいよ4月1日からそれぞれが機能を分担し、将来にわたってこの西臼杵で安心して暮らしていける体制づくりになります。スタートします。

いまだ五ヶ瀬での外来診療について、なくなるのではないかと心配される方もいらっしゃると思いますが、外来診療についてはこれまで同様でありますので、御安心いただきたいと思います。そして、これまで以上に自分たちの病院であるということを皆さんに意識を持っていただいて、支えていただきたいと思いますと考えております。

福祉分野の充実についても重要であり、保健事業と介護事業を一体的に実施してまいります。

この町で自分らしく生き生きと暮らしていけるよう、必要な見守りや生活支援など、社会福祉協議会や各種団体、個人と連携し、支援をしてまいりたいと思います。

今年度からスタートした移動販売についても、実績・内容を検討して、より、さらに充実していきたいと考えております。

次に、道路や移動関連でございますが、中央自動車道については、2月11日に山都中島西インターチェンジから山都通潤橋インターチェンジまでの10.4キロメートルが開通をいたしました。利便性と時間短縮が図られ、利用者も増加しているようです。熊本側の進捗率は54%、宮崎側が約34%となりました。

宮崎県側が遅れている状況で、これまでも要望活動を行ってきましたが、引き続き予算確保のため、民間団体との連携も進めながら、適時を逃すことなく強力に取り組んでまいります。

町内区間全て着工いたしました。今、用地の交渉が進められております。土地確保ができなければ工事は進みません。地権者の皆様の御協力をお願いいたします。

その他、主要地方道竹田五ヶ瀬線の夕塩土生間の早期完成や、国道503号飯干トンネル整備についても、議会の皆様や地元の皆様とともに、宮崎県等に対し、強く働きかけを行っていきたいと思います。

町道の整備についても、地域の要望を丁寧に聞き取り、地域の利便性向上に、また、安全性の確保に努めてまいります。

住民の移動手段であるコミュニティバスは、平成19年度から運行しており、これまでも便数を増やすなど、利便性の向上を行ってまいりましたが、乗客数の減少などから改善点を洗い出し、一部デマンド化を実施します。そして、さらなる利便性の向上と効率化のため、引き続き、他自治体の事例も研究したいと考えております。

移住・定住対策については、移住・定住サポーター活用、奨励金支給、空き家改修補助など、これまでの取組に加え、これまで取り組んでこなかった都市部での移住者相談会等への参加を積極的に進めてまいります。不足する住宅整備については、昨年度から随時取り組んでおります。建設場所を検討し、まとまった戸数の整備も計画していかなければならないと考えております。

空き家活用も呼びかけておりますが、持ち主の理解が得られず、なかなか活用まで進まない状況です。今後は、各種の支援事業を活用しながら、地域の皆さんの協力をいただき、一緒に進めていくことが重要だと考えておりますので、積極的に公民館長会等で呼びかけてまいります。

また、危険空き家等の対策については、法律が改正され、対策が強化されましたので、緊急性を有する物件を対象に指導を行いながら、必要な対策を講じてまいります。

地域の組織について、少子高齢化で地域の維持が難しくなる中、地域自治の仕組みづくりも急務であります。鞍岡地区で行われているような活動が全町で取り組まれることが望まれます。集落支援や地域おこし協力隊制度を活用させていただき、地域自主組織化の検討を進めてまいります。

様々な事業に取り組んでいくためには、財源の確保が必要です。近年、厳しい財政状況にあります。引き続き、ふるさと納税、また企業版ふるさと納税を増やす努力をしてまいります。

そして、行政の機構も関係する業務を担う係で課を再編し、より機能的で町民から分かりやすいよう変更をいたします。特に平成18年度に導入をいたしましたグループ制を係制に戻します。この間、目的としたグループ制のメリットは、小規模自治体ではなかなか発現せず、指示・命令が曖昧であったり、人材育成面で課題がありました。係制に戻し、業務分担を明確にし、指揮命令系統をはっきりとさせ、全体の目的に向けてそれぞれが努力し、それぞれの立場で責任を果たし、目的を果たしていくよう、意識改革も含め、仕組みを変えていきたいと考えております。

最後に、新年度も健全な財政状況を維持しつつ、本町の将来を見据えて、各種事業に取り組んでまいりますので、議員の皆様の御指導と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。なお、予算の詳細につきましては、後ほどの提案理由で説明申し上げます。以上で、行政報告並びに施政方針といたします。

○議長（佐藤 成志君） これで行政報告は終わりました。

日程第5. 議案第1号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第5、議案第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者としては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦しなければならないとされております。

今回お願いするのは、寺本俊文氏の辞任に伴う後任者として、大字三ヶ所5480番地2の中川恵利子氏であります。中川氏につきましては、委員をお引き受けいただくことに内諾をいただいているところであります。任期は、令和6年7月1日から3年間となっております。履歴につきましては、添付の資料にありますとおり、人物的にも人権擁護委員として適格者であると存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6．議案第2号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第6、議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて、法務大臣に推薦しなければならないこととされております。

今回お願いいたしますのは、造隼誠子氏の辞任に伴う後任者として、大字鞍岡342番地の岡田智子氏であります。岡田氏につきましては、委員をお引き受けいただきますことに内諾をいただいているところであります。任期は令和6年7月1日から3年間となっております。履歴につきましては添付の資料にありますとおり、人物的にも人権擁護委員として適格者であると存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の方は御

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 7. 議案第 3 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 7、議案第 3 号特に重要な公の施設の廃止についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第 3 号特に重要な公の施設の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定及び公の施設に関する条例により、特に重要な公の施設の廃止については、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければなりません。

今回、御提案するのは、五ヶ瀬町国民健康保険病院の廃止であります。

当該施設は、令和 6 年 4 月から西臼杵 3 町の病院統合に際し、西臼杵広域行政事務組合に施設を移管する必要があります。このため、公の施設から削除するに当たり、特に重要な公の施設としての廃止が必要となります。

以上説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案の理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 8. 議案第 4 号

日程第 9. 議案第 5 号

日程第 10. 議案第 6 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第 8、議案第 4 号行政財産の目的外使用料条例の制定についてから、日程第 10、議案第 6 号五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてまでの 3 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第4号から、日程第10、議案第6号までの3件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本3件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第4号行政財産の目的外使用条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

行政財産の目的外の使用に際し、使用料を徴収する必要がありますが、本町においては使用料を定める条例がありませんので、今回新たに制定するものです。使用料の額については、普通財産の貸付料に準じて算出する内容となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第5号五ヶ瀬町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年4月1日から五ヶ瀬町国民健康保険病院が、再編により西臼杵広域行政事務組合に移管されることに伴い、五ヶ瀬町国民健康保険病院事業の廃止をはじめとする本町関係条例を一括改正方式により整備するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第6号五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、五ヶ瀬町簡易水道事業について、これまで特別会計で運営を行っていたものが、公営企業会計法適化を行うこととなったため、事業の設置について定めた条例を新たに制定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本3件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本3件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第11. 議案第7号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第11、議案第7号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第7号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、町行政が平成18年7月1日から組織してきたグループ制について、内部統制を有効に機能させ、町民が分かりやすい組織とするために、係として再編し、効率のよい行政運営に当たるべく令和6年4月1日から機構改革を実施させていただきます。このことにおいて、一部の業務について、課間で移管するために課の事務分掌を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第7号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正については、報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第12、議案第8号五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正についてから、日程第17、議案第13号公の施設に関する条例の一部改正についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第8号から、日程第17、議案第13号までの6件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本6件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第 8 号五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、五ヶ瀬町情報無線放送施設の更新に伴い、中継局を鏡山頂上から枳形山頂上へ移転したため、本条例の第 2 条第 3 項中の中継局設置場所の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 9 号五ヶ瀬町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和 5 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、本町条例を整備するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 10 号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第 7 号同様に、令和 6 年 4 月 1 日から機構改革を実施させていただくことについて、五ヶ瀬町職員の給与に関する条例中別表第 3 行政職標準職務表を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 11 号五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、会計年度任用職員の処遇改善を目的として、五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中別表第 1 表の給料表を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第 12 号五ヶ瀬町特別会計設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先に提案しました議案第 6 号五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計から五ヶ瀬町簡易水道事業会計へ改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 13 号公の施設に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、条例制定以降、随時追記されてきた各施設について、公の施設の趣旨を鑑み、記載の必要がない施設を公の施設から削除するものであります。

また、杉の谷団地の一部除却に伴う戸数の変更、簡易水道施設の記載を五ヶ瀬町簡易水道等給水条例に合わせる変更、並びに各施設の地番表記の統一等を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本 6 件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本6件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第18．議案第14号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第18、議案第14号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第14号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、戸籍法の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定が、本日令和6年3月1日に施行されることにより、戸籍謄本等の交付事務について、本籍地以外での戸籍謄本等の広域交付事務が追加されたことから、条例の別表に必要な項目を追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第14号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第19．議案第15号

日程第20．議案第16号

○議長（佐藤 成志君） 次にお諮りします。日程第19、議案第15号五ヶ瀬町国民健康保険税

条例の一部改正についてから、日程第20、議案第16号五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正についてまでの2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第15号から日程第20、議案第16号までの2件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本2件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第15号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正の主なものは、固定資産税割を段階的に廃止することと、県への納付金に必要な税額を確保することを目的として、第2条から第9条までの医療分、高期高齢支援分、介護分、それぞれの所得割、資産割、均等割、平等割額の改正を行うものです。また、国が進める保険税水準の統一も視野に入れて検討を行ったところであります。

税の総額としては3%程度を引き上げる結果となっておりますが、保険給付費等の支出を賄うために、被保険者がその能力に応じた、公平な負担となることを考慮して改正するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

議案第16号五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定して、介護サービスの見込量やサービス確保の方法などを具体的に計画することになっており、65歳以上の第1号被保険者の保険料は、この事業計画に基づいて算定されています。

第9期計画に当たる令和6年度からの3年間においては、介護報酬の改定に伴う給付費の増加が見込まれますが、引き続き介護予防に取り組み、給付費の抑制を図るとともに、基金を活用して介護保険料の基準額を引き下げること介護保険事業計画策定委員会で御了承をいただき決定したところです。

今回の改正は、基準額の引下げ及び低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、国が定めた標準段階の9段階から13段階の改正に伴う、介護保険条例の一部改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本2件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本2件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 2 1. 議案第 1 7 号

日程第 2 2. 議案第 1 8 号

日程第 2 3. 議案第 1 9 号

日程第 2 4. 議案第 2 0 号

日程第 2 5. 議案第 2 1 号

日程第 2 6. 議案第 2 2 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。

日程第 2 1、議案第 1 7 号令和 5 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 6 号）についてから、日程第 2 6、議案第 2 2 号令和 5 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてまでの 6 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 2 1、議案第 1 7 号から、日程第 2 6、議案第 2 2 号までの 6 件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本 6 件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第 1 7 号令和 5 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末に向けて各事務事業が確定しつつあることによる予算の調整で、増額の主なものとしては、国民健康保険病院事業繰出金、ため池地震・豪雨耐性評価調査委託料、県営土地改良事業負担金、地籍調査測量委託料で、減額の主なものは、森林公園事業費、災害復旧費の減額が大きなものとなっております。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 6,100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 61 億 850 万円とするものです。

それでは、1 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明します。

地方交付税は、普通交付税を 4,301 万 7,000 円追加いたします。

国庫支出金は、児童手当交付金、災害復旧費国庫負担金の減額が主なものです。

県支出金は、地籍調査事業補助金、農村地域防災減災事業補助金の増額、各種農林業費補助金、災害復旧費県補助金の減額が主なものです。

次に、3 ページの歳出の主なものについて説明します。

総務費では、戸籍住民基本台帳費のシステム修正委託料の増額が主なものです。

民生費では、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム改修委託料、老人福祉費の後期高齢者医療広域連合療養費負担金の増額が主なものです。

衛生費では、国民健康保険病院事業会計繰出金を増額しています。

農林水産業費につきましては、農地費のため池地震・豪雨耐性評価調査委託料、県営土地改良事業負担金、地籍調査費の測量委託料の増額、林業振興費の鳥獣被害防止総合支援事業補助金、林道等改良事業補助金の減額が主なものです。

商工費は、商工振興費の商工業者振興資金貸付金の減額、スキー場営業中止による各種予算の減額となっています。

土木費は、土木総務費の町道台帳整備委託料の減額、道路新設改良費の予算の組替えが主なものです。

教育費は、保健体育施設費の施設改修工事の減額が主なものです。

災害復旧費は、道路橋梁災害復旧費について、災害査定による減額となっています。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第18号令和5年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ258万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億5,289万7,000円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、主なものとして、需用費の減額により、繰入金を減額するものです。

次に、2ページの歳出につきましては、主なものとして、需用費光熱水費を減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第19号令和5年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ12万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億7,256万1,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明をいたします。

手数料は、調定額に合わせて増額したものです。

繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額と、職員給与繰入金及び事務費等繰入金の額の確定に伴う増額です。

諸収入は、調定額に合わせて増額したものです。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、不用額の減額によるものです。

保険給付費は、負担金不足分の増額です。

保健事業費は、委託料不足分の増額です。

諸支出金の償還金は、特別交付金の返還分の額の確定に伴う増額です。

繰出金は、国民健康保険病院事業会計繰出金の確定に伴う増額です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第20号令和5年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の増額、収益的支出の減額、予備費の減額、資本的収入及び支出の減額を行うものです。

併せて、令和6年4月の3町公立病院の経営統合に伴う病院資産の譲与について提案するものです。

議案書、最初のページを御覧ください。

予算第3条に定めました収益的収入第1款病院事業収益を3,593万7,000円追加し、収益総額を7億562万7,000円とするものです。

次に、収益的支出第1款病院事業費用を1,974万9,000円減額し、費用総額を6億4,894万1,000円とし、第2款予備費を100万円減額するものです。

次のページを御覧ください。

予算第4条に定めました資本的収入第1款資本的収入を62万6,000円減額し、収入総額を5,588万5,000円とし、資本的支出第1款資本的支出を187万7,000円減額し、支出総額を8,016万9,000円とするものです。

次に、重要な資産の処分について御説明します。

西臼杵郡3町公立病院事業を令和6年4月から西臼杵広域行政事務組合へ業務移管することに伴い、地方公営企業法第33条第2項において、重要な資産の取得及び処分については、予算に定めなければならないとされていることから、残存価格700万円以上の動産及び不動産資産について、その処分を町から一部事務組合へ譲与いただくよう、今回の補正予算（第3号）で提案するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第21号令和5年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ747万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億5,489万円とするものです。

1ページの歳入から御説明をいたします。

国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金は、交付決定に伴う増額及び減額です。

繰入金につきましては、一般会計繰入金で、事務費の減額及び低所得者保険料軽減分の増額が

主なものです。

次に、2 ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費、保険給付費及び地域支援事業費は、人件費及び事務費等の不用額についての減額が主なものです。

諸支出金は、介護サービス事業勘定への繰出金の減額が主なものです。

それでは次に、介護サービス事業勘定について、歳入歳出予算の総額から、それぞれ4 1 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1 3 5 万 2, 0 0 0 円とするものです。

1 2 ページの歳入から御説明をいたします。

繰入金につきましては、保険事業勘定からの繰入金を減額しております。

続きまして、1 3 ページの歳出について、サービス事業費は、介護予防支援計画書の作成委託業務に伴う委託料の減額です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 2 2 号令和 5 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ3 0 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6, 0 6 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 ページの歳入から御説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の保険料調定額に合わせ増額をしております。

繰入金は、今年度の保険基盤安定繰入金に合わせ減額をしております。

次に、2 ページの歳出について御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金は、今年度の広域連合納付金に合わせ減額をしております。

予備費につきましては、保険料負担金、保険基盤安定負担金を調整し減額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本 6 件について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本 6 件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。1 5 時 1 5 分から再開いたしますので、それまでにお集まりください。

午後 3 時 08 分休憩

.....

午後 3 時14分再開

○議長（佐藤 成志君） それでは、議事を再開いたします。

.....

日程第 2 7. 議案第 2 3 号

日程第 2 8. 議案第 2 4 号

日程第 2 9. 議案第 2 5 号

日程第 3 0. 議案第 2 6 号

日程第 3 1. 議案第 2 7 号

日程第 3 2. 議案第 2 8 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第 2 7、議案第 2 3 号令和 6 年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第 3 2、議案第 2 8 号令和 6 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの 6 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 2 7、議案第 2 3 号から、日程第 3 2、議案第 2 8 号までの 6 件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本 7 件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第 2 3 号、令和 6 年度五ヶ瀬町一般会計予算について、提案の理由の御説明を申し上げます。

本町においては、令和 6 年度の予算の編成に当たって、町民生活や社会経済状況、さらには町の財政状況についても、職員一人一人がしっかりと認識した上で、どのような対策が必要なのか、知恵を出し合って効果的となる取組となるよう、編成作業を進めてきました。

その結果、歳入歳出の予算総額は、それぞれ 5 5 億 4, 7 0 0 万円、前年比 0. 7 %の減となりました。

まず歳入について、主なものとしたしましては、町税は、固定資産税の減により 5. 0 %減の 2 億 8, 4 2 0 万 3, 0 0 0 円、地方譲与税は、森林環境譲与税の増により 1 3. 9 5 %増の 1 億 2 1 2 万 5, 0 0 0 円、地方交付税は、昨年度より 1 億 2, 0 0 0 万円増額し、2 2 億円を計上いたしました。

国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の減額により 7. 6 1 %減の 7 億 7, 2 7 5 万 4, 0 0 0 円を計上、県支出金についても災害復旧費県補助金等の大幅な減額により 3 1. 8 4 %減の 6 億 9, 7 6 8 万 3, 0 0 0 円を計上しました。

財産収入は、不動産売払収入を計上し、1 2. 0 5 %減の 4, 1 3 4 万 9, 0 0 0 円となってい

ます。

寄附金はふるさと応援寄附金を見込み、567.18%増の3億1,526万4,000円を計上しました。

繰入金は、財政調整基金を昨年度より8,000万円増額し、3億7,000万円、減債基金を3,400万円、五ヶ瀬応援基金繰入金を7,193万円を計上し、17.03%増の4億9,079万9,000円を計上しました。

町債は、総務債、農林水産業債、土木債、教育債、災害復旧債等を減額し、7.97%減の3億8,350万円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費では、民間活力による住宅供給事業補助金、林産物等販売施設改修実施計画策定業務等に、前年比5.29%減の6億5,009万9,000円を計上しました。

民生費は、各種福祉・給付事業等に、前年比0.45%増の7億8,284万5,000円を計上しました。

衛生費では、引き続き、町民の健康維持増進の取組強化と生活環境の維持、併せて西臼杵広域行政事務組合負担金等に、前年比30.25%増の5億1,028万5,000円を計上しました。

農林水産業費は、各生産団体等への支援事業、有害鳥獣被害対策関係事業、林道及び農地等への基盤整備事業に引き続き取り組んでまいります。予算額につきましては、地籍調査費の減額により、14.85%減の5億8,910万5,000円を計上しました。

商工費は、商工業支援として融資制度への補助、ふるさと応援寄附事業の強化、第三セクター運営支援及び森林公園事業等で、前年比132.45%増の4億4,763万7,000円を計上しました。

土木費は、町道改良に伴う各種補助事業等で、前年比4.10%減の4億231万1,000円を計上しました。

消防費は、広域消防負担金、消防団活動経費、消防積載車更新のため、前年比16.54%増の1億5,188万6,000円を計上しました。

教育費では、引き続き教育グランドビジョンを推進するための経費や各学校施設の維持管理費を、前年比2.67%減の3億2,828万2,000円を計上いたしました。

災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費を合わせて10億717万7,000円を計上しました。

公債費は、前年比2.70%増の4億7,476万6,000円を計上しました。

諸支出金は、財政調整基金費、公共施設等整備基金費、五ヶ瀬町応援基金費、森林環境譲与税基金費に、前年比109.89%増の1億311万8,000円を計上しました。

予備費は、前年度と同額の５００万円とさせていただきます。

次に、地方債であります。令和６年度においては、各種事業について優位な起債を調整させていただき、計３億８、３５０万円の借入れを見込んでおります。

厳しい財政環境の中ではありますが、本町が目指す将来像を実現するため、第６次五ヶ瀬町総合計画に掲げる５つの基本目標に向かって、各分野の施策を、より一層の効率的な手法を探りながら推進する必要があります。また、コロナ禍から町民生活、経済活動が正常化しつつある中、町民サービスの質を低下させることなく、町民生活や地域経済を支援する取組について、社会変化を的確に捉え、迅速かつ積極的、戦略的に事業を実施していくことが必要です。

新年度予算につきましては、このような状況を踏まえ、本町の持続可能な社会活動に必要な予算を盛り込んだ一般会計予算案とさせていただきました。

以上、主な概要につきまして御説明を申し上げましたが、予算の詳細については、委員会において担当課長が御説明をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２４号令和６年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本町簡易水道事業においては、令和６年度より公営企業会計へと移行し、資産及び経営状況を的確に把握しながら、これまで以上に効果的な事業運営に努めてまいります。

それでは、予算案について御説明いたします。

予算書１ページを御覧ください。

第３条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益及び事業費、それぞれ１億３、０８５万９、０００円であります。

２ページを御覧ください。

第４条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入が５、５０５万４、０００円で、内訳は企業債及び一般会計補助金、補償金です。

資本的支出は７、５８４万５、０００円で、内訳は建設改良費、負担金、企業債償還金となっております。

なお、収入の不足分２、０７９万１、０００円につきましては、当該年度の損益勘定留保資金で補填するものであります。詳細につきましては、委員会において担当課長が説明をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２５号令和６年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健

健康管理、保持増進に努めております。今後も、被保険者の方々が安心して医療を享受できるよう、安定した事業運営を目指してまいります。

令和6年度当初予算は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億9,823万6,000円とします。

まず、歳入につきましては、主なものとして、国民健康保険税が8,315万6,000円、県からの交付金が4億4,536万8,000円、一般会計からの繰入金が4,958万8,000円となっております。

歳出につきましては、主なものとしまして、総務費が1,723万1,000円、保険給付費が3億9,182万5,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金が1億1,810万3,000円、特定健診などの保健事業費が1,190万2,000円、国民健康保険病院事業会計への繰出金などの諸支出金が4,000万1,000円となっております。なお、詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第26号令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度3か年間の計画である第9期介護保険事業計画の初年度となります。保険事業勘定の令和6年度当初予算は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億4,574万5,000円とします。

1ページの歳入歳出予算の歳入から説明をいたします。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料です。

国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金は、保険給付費及び地域支援事業費の負担金及び交付金と、国庫支出金には高齢者数の割合や所得の市町村格差を調整するための調整交付金を計上しております。

繰入金は、保険給付に係る町の負担金及び人件費、並びに事務費等を一般会計繰入金で計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明します。

総務費は、人件費、認定審査会費が主なものです。

歳出総額の86%を占める保険給付費は、要介護認定者及び要支援認定者に係る在宅サービスや施設サービス、高額療養費等の費用であります。

地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係る費用、介護予防日常生活支援総合事業の費用等を計上しております。

諸支出金は、介護サービス事業勘定への繰出金が主なものです。

予備費につきましては、流動的な保険給付費への対応を見込み、前年度並みの額を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明をいたします。

介護サービス事業勘定の令和6年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127万9,000円とします。

23ページの歳入歳出予算の歳入から御説明をします。

サービス収入は、要支援認定を受けている被保険者について、介護予防プラン作成に対する介護報酬です。

繰入金は、サービス収入で不足する分を保険事業勘定から繰り入れるものです。

次に、24ページの歳出について御説明します。

総務費は、地域包括支援センターの指定介護予防支援事業に係る事務費を計上しております。

サービス事業費は、介護予防プラン作成の一部を居宅介護支援事業所に委託する経費です。

予備費につきましては、サービス事業費の流動的な対応を見込み計上しております。詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第27号令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、全国的な高齢化に伴い、毎年医療費が増加の一途をたどっていることから、医療費の抑制に努め、高齢者一人一人に対し、きめ細やかな保健事業を行うことが求められています。令和6年においても、令和5年度に続けて、健康診査事業に取り組み、医療費の適正化を図るとともに、保険料徴収対策を実施し、健全な事業運営を目指してまいります。令和6年度当初予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,856万3,000円とします。

まず、歳入につきましては、主なものとして、後期高齢者保険料が4,262万9,000円、一般会計からの繰入金2,181万1,000円、諸収入のうち、後期高齢者健康診査の受託事業収入が386万円となっております。

歳出につきましては、主なものとしまして、総務費が40万円、後期高齢者医療広域連合納付金が6,404万円、保健事業費が386万円となっております。なお、詳細につきましては、委員会におきまして、担当者が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第28号五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度の当初予算では、歳入歳出の総額を1,020万円とさせていただきました。

まず、歳入について、繰入金897万6,000円、貸付金収入122万4,000円を計上し

ております。繰入金は、佐伯勝元教育基金から一度、一般会計に繰り入れ、一般会計から特別会計へ繰り入れを行うものであります。また、貸付金収入は、奨学金の返還分を予算に計上しております。

次に、歳出では、貸付金費として、平成30年度から令和5年度採択分840万円と、令和6年度採択分180万円を計上しました。詳細につきましては、委員会において担当課長が説明を申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本6件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本6件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第33. 議案第29号

日程第34. 議案第30号

日程第35. 議案第31号

日程第36. 議案第32号

日程第37. 議案第33号

日程第38. 議案第34号

日程第39. 議案第35号

日程第40. 議案第36号

日程第41. 議案第37号

日程第42. 議案第38号

○議長（佐藤 成志君） 次にお諮りします。日程第33、議案第29号向坂山森林公園の指定管理者の指定についてから、日程第42、議案第38号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定についてまで10件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第33、議案第29号から、日程第42、議案第38号までの10件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本7件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第29号向坂山森林公園の指定管理者の指定について、提案理由の

御説明を申し上げます。

向坂山森林公園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を株式会社五ヶ瀬ハイランド代表取締役社長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第30号Gパーク宿泊施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

Gパーク宿泊施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を株式会社五ヶ瀬ハイランド代表取締役社長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第31号林産物等販売施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。林産物等販売施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を特定非営利活動法人五ヶ瀬観光協会理事長宮崎信雄に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者として選定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしくお願いします。

議案第32号五ヶ瀬の里キャンプ村の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬の里キャンプ村の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校理事長杉田英治に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する

条例第2条及び第4条により、指定管理者の候補者として選定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第33号五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬ワイナリーの設置目的を効果的に達成する必要があるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を五ヶ瀬ワイナリー株式会社代表取締役社長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第34号五ヶ瀬町福祉センターの指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬町福祉センターの設置目的を効果的に達成する必要があるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会会長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手きにつきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条に規定しております指定管理者の指定の特例により、公募によらない指定管理者の候補者として選定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第35号夕日の里交流拠点施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

夕日の里交流拠点施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を五ヶ瀬ワイナリー株式会社代表取締役社長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に関する指定管理者の指定手續等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第36号五ヶ瀬町共生型福祉施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬共生型福祉施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会会長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手続につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定しております指定管理者の指定の特例により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第37号上ノ原地区多目的交流施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

上ノ原地区多目的交流施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、上ノ原地区多目的交流施設の指定管理者を、五ヶ瀬ワイナリー株式会社代表取締役社長小迫幸弘に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手続につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第38号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、鞍岡地区複合型交流施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者をぎおんの里づくり協議会会長白瀧徹哉に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の手続につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、指定管理者の指定の特例により、公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本10件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本10件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第４３．議案第３９号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第４３議案第３９号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第３９号町道の認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の認定及び廃止につきましては、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により、議会の議決が必要であります。

今回提案いたします路線は、２路線いずれも起終点の変更に伴うもので、道路法上、起終点の変更については、路線の廃止を行い、再認定を行うこととなっており、尾原・内の谷線、馬場線ともに、住民生活に欠かすことのできない区間を見直して認定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第４４．議案第４０号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第４４、議案第４０号西臼杵広域行政事務組合規約の変更に
関する協議についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第４０号西臼杵広域行政事務組合規約の変更に
関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

新し尿処理施設の建設開始に伴い、組合規約中の組合経費について表記している第１０条と詳細を示す別表を精査し、条文の一部変更及び表中に区分を追加し、負担割合を明確にすることを目的に、規約の一部を変更するものです。負担割合については、現行規約からの変更はありません。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第４５．議案第４１号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第４５、議案第４１号定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とします。本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第４１号定住自立圏形成協定の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成２２年１月に、延岡市と締結した定住自立圏形成協定について、令和５年６月に国が定める定住自立圏構想推進要綱が改正され、「定住自立圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる」、という文言が盛り込まれたことから、当該取組を協定に追加するなど、協定内容の一部変更を行うために、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例、本則第１号及び本協定第５条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（佐藤 成志君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は３月５日午前１０時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。

午後３時５１分散会

2 目 目

令和6年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第2日)

令和6年3月5日

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（8名）

1 番 本 田 俊 徳 議員	2 番 矢 野 宏 議員
3 番 甲 斐 義 則 議員	4 番 小笠原 将太郎 議員
5 番 田 中 春 男 議員	6 番 太 田 保 義 議員
7 番 渡 邊 孝 議員	8 番 甲 斐 政 國 議員
9 番 佐 藤 成 志 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	濱川 哲一	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	後藤 重喜
町 民 課 長	垣内 広好	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	齊家 晃	書 記	那須 香織
--------	------	-----	-------

午前10時00分開議

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（佐藤 成志君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（佐藤 成志君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順に発言を許します。

初めに、8番、甲斐政國議員、御登壇願います。

○議員（8番 甲斐 政國君） 8番、甲斐政國です。通告に従いまして一般質問を行います。
2問ございます。

まず1問目、質問事項、国民スポーツ大会について。

質問の要旨、2027年の秋頃に国民スポーツ大会並びに全国障害者スポーツ大会が本県において開催されます。五ヶ瀬町は相撲競技の会場となっており、スポーツの振興に大きく期待されるところであります。

ついては、会場設営や運営等、現時点での状況、またその後の考えをお伺いいたします。

次に2問目、質問事項、寒冷地交付金の要望について。

質問の要旨、五ヶ瀬町は県内でも有数の寒冷地でございます。ほかの市町村に比較して、その対策に町民のみならず、行政も多額の経費を出費することになります。

このような状況を打開するため、県あるいは国に対し寒冷地交付金を要望するべきではないかと思いますが、その考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） それでは、国民スポーツ大会についてでございますけれども、質問をさせていただきます。

2022年の秋、本町を会場として相撲競技が行われるわけでございますけれども、会場をどこにするのかなど、現在どの程度の準備がされているのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。8番、甲斐政國議員の国民スポーツ大会開催の状況についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、本町における相撲競技開催に係る経過について御説明いたします。

宮崎県において、昭和54年以来48年ぶりの開催となる国民スポーツ大会でございますが、本町においては相撲競技の成年男子・少年男子の開催に向けて関係組織との協議を進めていると

ころでございます。開催の3年前となる来年、令和6年度に国等による総合視察を得て開催の正式決定となる見込みになっております。

次に、御質問にあった会場設置や運営等についてお答えいたします。

大会の概要につきましては、選手、監督、競技役員、一般観客等延べ2,000人規模の大会を現在見込んでおります。メインの試合会場につきましては、五ヶ瀬ドームのフロアに土俵を仮設し実施する計画としております。練習会場及び関連する会議室等につきましては、試合会場に隣接する形で設置し、スポーツ広場に土俵を6つ仮設することを予定しております。しかし、試合会場となる五ヶ瀬ドームへの選手のスムーズな移動等も踏まえ、現在調整を続けているところでございます。

続いて、大会の運営等について御説明いたします。

令和9年に開催する国民スポーツ大会に先立つ形で、前年度、令和8年度に、まず全国教職員相撲大会がリハーサル大会としての位置づけで開催される予定です。この大会は本大会のスムーズな運営のため、役員、運営スタッフの事前研修という意味合いの大きい大会です。具体的な開催方法、内容等について、現在県国スポ・障スポ準備課、県相撲連盟、日本相撲連盟と協議を行いながら準備を進めているところでございます。

なお、このリハーサル大会においては経費の削減を図るため、町外の県有施設等において実施する方向で現在調整を進めており、町外で実施するリハーサル大会に五ヶ瀬町から運営スタッフを派遣する形を取りたい、そう考えているところでございます。

令和9年度の本大会につきましても大きな予算が見込まれることから、経費の面で可能な限りのコストカットについて、県国スポ・障スポ準備課、県相撲連盟、日本相撲連盟の御理解と御協力を得ながら進めているところでございます。

また、昨年9月には鹿児島県奄美市で行われた大会に担当職員を派遣し、会場の様子や運営の状況について視察を行っております。

今後につきましては、町及び大会本部等との連絡、調整を図るため、宿泊、飲食、輸送等大会開催における関係組織の代表者による準備委員会を発足させる予定としております。来年度、令和6年度に開催される国民スポーツ大会佐賀大会の視察や、会場となる五ヶ瀬ドーム及び周辺施設の整備、充実に取り組むとともに、大会役員をはじめ運営スタッフの依頼に向けての関係機関との調整や、相撲連盟との連携による大会でのアナウンス担当、運営補助員の育成にも取り組む予定としております。

同時に、国民スポーツ大会に関連する情報の発信や相撲教室の実施など、大会開催への機運を高めるための取組を進めていくよう考えているところでございます。

現在の状況については以上ようになります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（佐藤 成志君） 8 番、甲斐政國議員。

○議員（8 番 甲斐 政國君） 昨年開催されました鹿児島県奄美市、そこに電話をしていろいろお伺いをしたところでした。スポーツ推進課というところでしたけれども、今教育長のほうから答弁がございましたとおり、会場となる場所というのは屋内でなければならないと、それが条件であるというようなことでございました。これが一応五ヶ瀬の場合はGドームということで、何ら問題はないというふうに思いますし、また屋外の練習場も、選手だけではなくて、いわゆる観客に対しても降雨対策、雨が降ったときにぬれないようなその対策をしっかりと取らないといけない。だから大型テントを準備しなくてはなりませんよというようなことでございました。五ヶ瀬の場合は、スポーツ広場に6基ということで、そこも広さとしては十分あると思いますし、テント掛けをすれば、そういうのも十分にできるのかなというふうに思ったところでもあります。大会用が1面、そして練習用が6面、計7面の土俵を作らなければならないというようなことでございましたので、その点については十分準備ができつつあるのかなというふうに思ったところでもあります。

全国47都道府県から、選手を含めて多くの人々が来町されるということは間違いなことではないことだと思います。当然宿泊をされるというふうに思うんですけども、宿泊施設についてどのように対応されるのか。ちなみに奄美市の場合は、選手を含めた観客総動員数が2,600名であったということでもあります。そのうち、選手、役員が約600名ということで、その宿泊施設につきましては、県と合同委託によって希望者を登録して市内のホテルや旅館に割り振ったと。足りない部分については、近隣の町の宿泊施設にお願いしたということでした。

先ほども言したとおり、五ヶ瀬町の場合は宿泊できる施設というのが随分限られてきます。これからというふうには思いますけれども、荒踊の館とかふれあいの里とか、あと農泊、民泊、庄屋の館、そういった施設もございますけれども、そういったものを利用されるのか、今のところの宿泊についてのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

宿泊者人数の入り込み者数につきましては、おおむね2,000人規模を超える大会ということで見込んでおりますけれども、宿泊に関して、概数ですけれども、調査がありまして、これまでも幾つか確認をさせていただいているところですけども、やはり全体的に2,000人近くの宿泊者が延べ人数でいると。一番多い大会の日で600名を超える宿泊者がいると見込んでおります。

それで、町内の状況を確認したときに、200強の宿泊者のみになっておりまして、400名

近くがオーバーしてしまうというような状況、見込みでございますけれども考えております。その点、町内の宿泊施設と近隣の町村等々に分散するという形になりますけれども、その辺の割り振りについても今後県等と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） なるべく多くの方に御利用いただいて、五ヶ瀬町をしっかりとPRをしていかなければならないなというふうに思っております。その点については、また今後しっかりと御対応いただければありがたいというふうに思いますが、今度は大会終了後ですけれども、土俵というのが今7つを作らなければならないと、これにも多額の費用がかかるというふうに思います。その土俵をどうされるのか、利用される考えがあるのかどうかということでございますけれども、奄美市におきましては、本会場となったのは人工芝の屋内体育施設であったということで、横浜ベイスターズが練習で使っているところをメイン会場として作ったということがありました。練習用の土俵につきましては屋外でと、すぐ近くに言われました動線の関係で作ったということで、もともと目的のある施設のところに作ったために、7面とも全て取り壊したというようなことございましたけれども、五ヶ瀬としてはどういうふうにお考えかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

本町においても五ヶ瀬ドームに試合場を、そしてスポーツ広場に練習場をとということで考えておりまして、この部分につきましては、ほかに町民、ふだんですね、野球、ソフト、サッカー等々の利用がありますし、屋内についてはバレーボールがありますので、長期間そこを維持するのは難しいというふうに考えておりますので、大会の期間中はそれで、前後についても、前については試合がありますので、そこまでは開放できないのかなと思うんですけれども、終わった後にはですね、公式な土俵であるとか相撲場の概要とかいうのを町民の皆さんに知っていただきたいというのがありますので、できればそういうふうに開放、一定期間開放できないかなというふうには考えております。具体的な期間とかいうのは考えておりませんが、この大会を通して、相撲の競技の内容であるとかいうのを皆さんに触れていただきたいということを企画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） いろいろな状況がございますので、取り壊しというのはいたしかたないのかなというふうには思いますけれども、その後ですね、町を挙げたいいわゆる合宿という

ものをですね仮にやるとすれば、それと実質つなげたいというふうに思うんですけども、そうなった場合には土俵がないということになってしまいます。奄美の場合は、もともとあそこあたりは相撲が盛んなところで、至るところに土俵がありますよということで、当然合宿等についてもしっかりと対応していく考えはございますというようなことだったんですけども、五ヶ瀬としてですね、土俵はそこだけしかありませんし、1か所あるとすれば宮の原ですか、とか、あとどこかあるのかな、そういうところだろうと思うんですが、この大会を契機としての合宿というのは、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、土俵を長期間実施するわけには難しいと考えますので、相撲競技の合宿等についてはですね、町民の開放とかいう部分で一定期間を考えておりますけれども、それ以外の部分は難しいと。

ただ、今回の大会を通じてですね、五ヶ瀬町で相撲競技を行った、国民スポーツ大会を行ったという機運を高めて、そして町民皆さんがスポーツできる環境をつくっていききたい、機運を高めていききたいと、同時にそういう状況であるということをPRしていったって、さらにこのスポーツ合宿のまちづくりというところで、関係課と連携をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 五ヶ瀬はですね、夏場は冷涼なところでございますので、そういう気候を利用してですね、来ていただくというのは大変ありがたいことでございますので、ぜひ進めていただいて、土俵がなくても練習はできるというふうに思いますので、そこら辺も含めてですね御検討いただければというふうに思います。

最終的な経費なんですけど、ちなみにですね、奄美市の相撲競技に要した経費というのが1億2,000万円ということでございました。うち、県の補助金が3分の2で8,000万円、市の負担が3分の1で4,000万円ということでございましたが、結構かなりな負担が出たんですねということで、その効果といいますかですね、いわゆる相撲競技の。それが感じられましたかということ伺ったんですけども、当然市の観光PRというのは十分にできたし、また経済的効果というのが実感できましたということであります。

我がまちにおきましてですね、しっかりと準備をされ、ぜひそういう効果が上がるように御対応いただければ大変ありがたいと思います。

次に、2問目に移らせていただきます。

寒冷地交付金、これが妥当な言い方かどうかちょっと分かりませんが、仮称ということでお願いしたいんですが、要望について、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。甲斐政國議員の御質問にお答えをいたします。

寒冷地交付金の要望についてという御質問であります。

まず、寒冷地交付金と定義される事例を調べさせていただきました。国が交付する同様の交付金と合致するものはございませんでした。

寒冷地域の定義につきましては統一的なものがなく、様々な事務事業の根拠法で、積雪寒冷地域の定義というものが異なっております。また自動車業界、住宅設備等の民間事業者において、独自に北海道、東北、北陸など北緯37度以北及び高冷地が寒冷地と定めているケースもあります。

行政事務事業で申します寒冷地域においては、いずれにしても国の所管大臣が気温及び積雪量に応じて指定をする関連法令等で規定をされております。

交付税の観点からお話をしますと、普通交付税基準財政需要額額において、寒冷補正が必要な費用については、単位費用に測定単位を乗じる際に寒冷補正係数を用い補正し算定されており、その寒冷及び積雪の差による地域区分は、総務省令で定めております。

また、道路交通の観点では、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において、積雪寒冷の度が特に甚だしい地域における道路を国土交通大臣が指定をして、指定された道路の除雪、防雪及び凍雪害の防止に関する事項を定める積雪寒冷特別地域道路交通確保5か年計画を閣議により決定すると規定をされているところです。

計画に定められた路線は、除雪においては3分の2、防雪及び凍雪害の防止においては10分の6を国が補助するとされております。この場合の積雪地域の指定要件は、2月の積雪の深さの最大値の累年平均が50センチ以上の地域と、寒冷地域の指定要件は、1月の平均基本の累年平均が0度以下の地域と規定をされております。

そのほか、公立学校施設整備費補助金では、積雪寒冷度に応じて所定の補正を行い、補正対象施設の規模及び面積等を算出しますが、こちらのほうも1級積雪寒冷地域は冬季の平均気温が零下5度以下、または積雪量平均300センチであること、2級においては冬季平均基本が0度から零下5度、また積雪平均が100から300センチであること、また国民年金法に基づき市町村に交付される事務費等では、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の支給地区分を引用するケースもあるようでございます。

このように、一概に一定の地域が寒冷地として指定されるという仕組みではなくて、各事務事業によって積雪寒冷地域の定義が異なっているというのが国の仕組みであるということで、まず

お答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 確かに、寒冷地としての定義というのはかなり難しいものがあり、厳しいものだなというふうには思っているところであります。

ただ、総務省の職員の方が九州の宮崎県で寒冷地に匹敵するようなところがあるというふうには、恐らく思っではいらっしやらないだろうというふうに思います。

気象庁のデータを少し調べさせていただきました。2020年から2023年までのこれは鞍岡地区の1年間の気象データでございます。この間、最高気温というのは2020年に35.6度というのがございました。平均でいきますと25.2度ということです。最低気温につきましては2011年にマイナス10.4度、平均では2.7度ということでございます。年間の平均気温は13.3度ということで、皆さんも御承知のとおりだというふうに思います。

このことを、県議会において西臼杵選出の県議が機会あるごとに発言をされております。その内容ですけれども、夏の平均気温は青森市と同じぐらいただと。冬の平均気温は仙台市とほぼ一緒だと。平均最低気温は札幌市並みであるというふうに言われております。五ヶ瀬町は東北や北海道に並ぶ寒冷地と言っても過言ではないのではないかというふうに言われております。町民はそれだけ生活環境の厳しい中で寒さ、降雪、凍結、悪戦苦闘しながら暮らしているということです。そういう話をされて、何か特別な交付金はないだろうかということで発言をされているわけなんですけれども、五ヶ瀬からもしっかりとそこ辺は発言されていいんじゃないですかということを、私のほうに言われたところであります。

ちなみに、除雪等に係る経費でございますけれども、年間業者をお願いしたりとか、それから重機の借り上げ料、あるいは融雪剤の購入費など、どの程度かかっているのかというのを少し伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 建設課長です。除雪関係の経費に関する御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず令和4年度の状況でございますけれども、重機使用料並びに塩化カルシウム剤といった形で購入をしているところなんです、合わせまして約200万円程度の支出をしているところでございます。令和5年度につきましては、若干答弁の要旨に事前に御説明させていただいた分につきましては125万円ほどでございましたけれども、現在165万2,000円程度になっているんですが、まだ5年度の分につきましては、ちょっと精算途中ではありますので、最終的には合計の金額は出ていないところでございます。

参考までに申し上げますと、例年ですね、積雪が多かったなと思われる平成29年度におきましては、合わせまして390万円程度の経費がかかっているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 令和4年度で234万円、令和5年度で最終的には200万円程度だろうということでございますけれども、先ほどの町長の答弁の中で、国の補助みたいなものがあるということでございましたけれども、いわゆるこういう数字、実際かかった数字を提示して、それに対して国からの3分の2と10分の6でしたかね、そういう助成というか、それがあるということでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。お答えいたします。

今建設課長が言った数字が大体でございますが、30年で120万円とか、令和元年で110万円とか、100万円から200万円の程度でしょうかと思います。以前はもっとかかっていたのかなと思いつつながら、今暖冬でもありますので、減ってきているのかなということです。

さらには、この経費が直接先ほど言いました普通交付税の中で頂いているということではございません。寒冷地において、本当に寒冷地指定をされているような厳しい条件のところにおいては、単位費用に含まれて寒冷地補正がやられているということで、我々のところのこの費用というのは、特段普通交付税に反映されているということではございません。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 現在はそういうことで、国についても県についても、そういう寒冷地に対しての助成というのはないということでございますけれども、結局降雪、雪が降ると、どうしても除排雪といいますか、雪をのけなければなりません。このときにそれだけの費用がかかっていくということなんですけれども、やっぱり小さな集落への対応というところも考えて、その除雪というのもやっていってもらわなくてはならないなというふうに思うところでもありますけれども、その除雪をした後、どうしても路面が凍結してしまうわけでありまして。そのときに融雪剤ということなんですけれども、我々が町内を回っていろんな話を聞いてみますと、今年は思ったよりも融雪剤をもらえなかったというような話もございますし、また国道とか県道というのは支庁が融雪剤まきますけれども、町道とか林道、集落道というのは自分たちでやらなければならないと。同じように税金を出しているのに、不公平じゃないかというような意見もございました。そういったことから考えると、少しでも国あるいは県から助成をいただくようなことを考えてやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

これまで、なかなか国のほうに行ってもこういう話をしなかったんですけども、県議が一生懸命やってくれていますので、地元からしっかり声を出して、もらえるものはもらって、町民の一助になることを考えんといかんじゃないかということをおっしゃっております。町道、林道、それから融雪剤の散布を、これをやはりその費用を町で負担するくらいの気持ちでやっていただいて、やはり国からの助成をしっかり引き出すということをやすべきではないかというふうに思うところでもありますけれども、この点について少し伺いして。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 甲斐政國議員の御質問にお答えいたします。

補助金というか交付金というか、そういうものは基本的には寒冷地交付金というものはなくて、普通交付税の中で厳しい東北、それから北海道地域においてはそういう手当がある。グレーダーをがんがん出してやらなければ生活が本当にできなくて、いわゆる災害級というようなところに対応しているんだらうなと思われまふ、国として。地図上にも対象地域が落とされていますが、ほとんどやっぱり、本当にここは厳しいだらうなというところが、我々のところ、ここで600メートルとかぐらいのところで雪が降って寒いしということで、本当に厳しいわけではあります、さらに厳しいところを国としては対応しているんだらうなというのが感想です。

さらに、普通交付税はそのようなことなんです、特別交付税のほうで手当をいただいております。いわゆる地域の特殊事情というものですけれども、それにおいて五ヶ瀬町においては融雪剤とか、そういう除雪に係る費用とかというのを県のほうに上げて、その分は特別交付税のほうで算定をいただいているということでございますので、ほかの地域でないものとしての対応は、特別交付税のほうで頂いているということでございます。ただ、その分がこの金額でどれだけ来ているかということではなくて、ほかの特殊事情も一緒に上げていきますので、その特殊事情の中で認めていただいているということで、特別交付税の中で算定をいただいているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 特別交付税は交付されているというようなことでもございました。金額的に少しでも多くもらえるように要望していきたいというふうに思います。我々も今度国のほうに出向きましたら、そのことはしっかり伝えて、向こうがどういう判断をされようと、ただ黙っておったのでは向こうは何もしませんので、こういう状況があるんですよということはしっかりお伝えして、それに対して向こうがどう判断するかは向こうの考え方次第ですけども、我々としてはしっかりと要望して、少しでも町民の冬場の一助になればというふうに思っておりますので、やっていきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（佐藤 成志君） 次に、1番、本田俊徳議員、御登壇願います。

○議員（1番 本田 俊徳君） 1番、本田俊徳です。通告に従いまして質問いたします。

質問事項1、庁舎周辺の環境整備について。

質問の要旨、1、庁舎の壁面または玄関付近に時計、外気温度計を掲示する考えはないのかを伺いたい。

2、庁舎は国道に面しており、信号等で停車する車両もあるので、告知用の電光掲示板を壁面に設置する考えはないのか伺いたい。

質問事項2、通学路の防犯灯設置について。

質問の要旨、小中学校の通学路に防犯灯を設置してほしいという声を耳にするが、設置の考えはないのか伺いたい。

以上、質問いたします。

○議長（佐藤 成志君） 1番、本田俊徳議員。

○議員（1番 本田 俊徳君） それでは、質問事項1、庁舎周辺の環境整備について伺います。

1番、庁舎の壁面または玄関付近に時計、外気温度計を掲示する考えはないのかを伺いたい。

これはですね、児童生徒が朝夕通学をするのに、時計があると、朝夕の時間の確認に役立つのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。本田議員の御質問にお答えをいたします。

庁舎の外壁に時計とか温度計を設置できないかということでございますが、現在のところ、町民のほうからですね、そのような要望が上がってきているということは聞いてございません。つける、つけないという話では基本的にはないんですが、そういう要望もないので、どうしたものかというのが正直なことでございまして、もし誰かがこういうものが必要だとなれば、その対象によって場所も違いまししょうし形状も違うのかなという思いでございます。町民、来庁者、それから大人、子供、学生、いろいろな場面によって違うのかなということで、そのような方からちょっと要望は受けているのかと聞いたら、いや現在のところそういう要望は上がってきておりませんがということでございましたので、聞き合わせてもよろしいかなと思いながら、いずれにしても誰を対象にどう設置するのかということでございますので、設置する、しないという考えはあるのかなのかという以前に、そのようなことかなということでお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1番、本田俊徳議員。

○議員（１番 本田 俊徳君） ２月の町内巡回した折にも、同様のそういった時計があると子供たちが便利がいいんじゃないかという意見を聞き取りました。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 子供たちがというのであれば、子供たちの声が本当は聞こえてくると、子供たちがということになるんでしょうけども、どなたがこう言ったのかなというのもあったり、通常であれば大人の対象の方の話かなと思って聞けば、携帯電話とか普通車載の時計があったり腕時計もあったりするので、必要ないかなという思いもしましたが、子供たちがということであれば、子供たちどうなのという話はあるのかなと思います。大人があると便利だったけどというのと、子供たちが欲しいなというのは少し違うのかなと思いながら、どうなのかなと。多分ここを中学生、小学生が通るけど、小学生は大人が誘導してまいます。中学生も基本的にはバスで来るので、バスの時刻は大体決まっているし、バスの中にも時計があるのでということで、そんなに声がないのかなと思いつつも、どうなのかなというのは、子供であれば、子供たち自身のお話も聞いてもいいかなということでございます。

時計といっても、そんなに費用もかかるものでなければ、そんなことも可能なのかなと思ったりしております。

それから、温度計も同じようにおっしゃられたところでよかったですかね。温度計については、あれば便利だということでしょうけれども、これについても特に温度計ぜひぜひという話も聞こえてはこないものでございます。

さらには、多分夏というよりも冬の気温で、道路があまり低いと凍ったりするのを皆さん注意喚起してという思いがあったりするかなと思えば、国道のほうに、通る人に向かって掲示することなのかなと思えば、これは国や県の設置になるのかな、さらにはもう設置されている部分もあったりということとの取り合いもあるのかな。さらには、ちょっと調べてみましたら、気象業務法というのがありまして、観測したものを人に知らせるということにおいては、きちっとした温度をきちっと測るということがベースにあって、さらにはその機器も届出をしたりとか、そういったことで、一般に自分で気象を取ったものを見せるということで、少し決まりがあるということもありますので、そこも含めて、温度計といってもピンキリあったりするんでしょうから、そこも含めて、誰が必要とするのかということが一番なのかなという思いで今現在は考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） １番、本田俊徳議員。

○議員（１番 本田 俊徳君） 外気温計等について、そういったちょっと詳しいことまで私も認識不足でしたけど、時計についてなんですけど、当然今は時計というのは皆さん携帯電話をお持ち

ですし、腕時計もありますし、これは大人の考えですけど、やっぱりどうしても弱者といいますか子供、また、この役場付近には町立病院がありますので、当然病院に来られる高齢の方もいらっしゃる、そういった方が全てが携帯持っておられるかはまたそれは疑問ですけど、そういった要は歩行者ですよ、ここの役場近辺を通行される方が、ああ役場には時計があるねと、あそこに行けば時間が分かるよという、そういった感覚を持っていただきたいというのも私の考えの中にはあります。

特にそういったことをいいますと、デジタル時計ではなくて、当然アナログ式、遠くからでもある程度時間が確認できるというような、そういった昔ながらのものが皆さんなじみやすいんじゃないかということで質問させていただいたところですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 繰り返しになりますが、時計があつて悪いわけではないんですけども、対象をどこにするか、誰にするかで物も場所も違うのかなということで、必要とされている方の意見を聞かないと、なかなかここにということにはならんのかなと思いますので、具体的話はそういった方の御意見も聞きながら、そんなに難しい話ではないのかなと思います。ただ、壁かけでコンクリートの中に打ち込むとかいうと、なかなか難しいのかもしれないので、経費がかからないことを考えながらやるべきことなのかなということで考えております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1 番、本田俊徳議員。

○議員（1 番 本田 俊徳君） 今子供たちやそういった弱者、ここを通られる方、そういった方のためにも、ぜひとも検討していただきたいと考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2 番、庁舎は国道に面しており、信号等で停車する車両もあるので、告知用の電光掲示板等を壁面に設置する考えはないのかを伺いたい。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。本田議員の御質問にお答えいたします。第2問です。

庁舎は国道に面しておりまして、いろんなPR、告知、いろいろなことができるのには本当に最適なところであるかなと思って、本田議員のまさに御提案は、電光掲示板を設置していろいろなPRができるんじゃないかと、ちょうどいいじゃないかというお話でございました。本当にそれもああいいなというふうに個人的には思うところがございますが、これもやはりいろいろ調べてみましたら、宮崎県に屋外広告物条例がございます。その中には、禁止区域等と、それから規制区域等という2つの分類がされてあります。禁止区域等については、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域だとされております。そして、規制区域は、原則として

屋外広告物を表示するには許可が必要だということのようです。

五ヶ瀬町の区分状況であります、第2種、第3種禁止地域等、それから第1種規制区域等に区分されているようです、町内がですね。その中で、この役場付近が第3種の禁止区域等に区分されているということです。難しい言葉を並べて申し訳ありませんでしたが、ということで、表示できる広告物に規制がかかっているということでございます。

今、御提案いただいた電光掲示板ということでございます。いわゆる電光掲示板というのが、光るものについては設置はできないということで、規制をされている区域だということでございますので、議員おっしゃった電光掲示板というのは規制されておりまして、設置ができない区域になっているというところで、まずは御報告です。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1番、本田俊徳議員。

○議員（1番 本田 俊徳君） このことがですね、庁舎の壁面がスペース的に空いているので、町長も言われましたが有効活用ができないかとの思いから質問をさせていただきました。

私の勉強不足でですね、答弁書にもあるとおり、今町長が言われたとおり、役場付近は第三種禁止区域となるので電光掲示板等は表示できないとのことを、私も西臼杵支庁の土木課のほうで確認をしました。

以上です。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2、通学路の防犯灯設置について伺いたい。

小中学校の通学路に防犯灯を設置してほしいという声を耳にするんですけど、設置の考えないのかを伺いたい。

これもですね、先ほどと同じく巡回のときに聞き取りをしたことです。夕方、特に冬場、建て壁の端の北側、南側が暗くて、中学生の学生服が黒いので車両から確認がしにくいとの意見がありました。また、三ヶ所小学校の上り口からのカーブを曲がった先80メートルくらい、真っ暗で、スポーツ少年団の練習をしている子供たちは懐中電灯持参で通っているとのこと。それと上組小学校の校門下、ここも真っ暗で何も見えない状況です。

巡回時の聞き取りで、役場庁舎から戸の口までにも通学路の防犯灯の設置を望む声がありました。

以上、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。1番、本田俊徳議員の小学校、中学校の通学路の防犯灯設置についての御質問にお答えいたします。

まず、児童生徒の登下校、特に下校時の明るさの現状についてでございますが、児童生徒が下校する際に暗くなる場所は、季節によって町内に多くあります。特に、中学校においては季節による部活動終了時刻の下校時に暗くなる時間が存在します。

そこで、中学生には登下校時指導と合わせて、バスに伴う注意等、適宜学校で指導を行っているところでございます。日没が早くなる時期は部活動の終了時刻、下校時刻を早めるとともに、スクールバスの最終第3便の出発時間を、月により17時50分または18時として今対応しているところでございます。

御質問にございました通学路の防犯灯、明かりについての考えでございますが、児童生徒の自宅がある場所にもよりますけれども、先ほど申しましたように、家に帰り着くまで、下校時に暗くなる場所というのは本当に多くございます。

現在、通学路の明かりについて、学校からの要望というのは私のところには届いておりませんが、明るさによる季節ごとの登下校指導に加えて、五ヶ瀬町通学路交通安全プログラムに基づき、現在、学校、PTAや警察、役場建設課、西臼杵支庁土木課と連携して行っております通学路合同点検の際に、暗くなる場所という視点を意識を高めて確認しつつ、引き続き児童生徒の安全な登下校を確保していきたいと、そういうふうに考えております。

御質問にあった個々の場所、通学路において、明かりの設置が必要と判断される具体的な場所等に関する案件、これについてですけれども、防犯灯としての機能や街路灯としての機能、こういったものを考慮し、該当する関係各課、関係機関、地域等と協議を行いながら、一つ一つ対応していきたい、そういうふうに考えているところでございます。

3月に入り、新年度も間近に迫ってきております。引き続き安全な登下校に関する児童生徒への指導というのを徹底していくよう、学校のほうに通知していきたい、そういうふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（佐藤 成志君） 1番、本田俊徳議員。

○議員（1番 本田 俊徳君） 今の内容で、バス利用時の安全対策を学校で指導しているなら、事故は起きないとお考えでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。本田議員の御質問にお答えいたします。

これはバスの乗車だけには限りませんけれども、指導をしたから事故はもう起きないと、そういうふうには考えてはおりません。これは、例えばバスに乗るときに、児童生徒は、当然例えば道路の端っこのほうを一列で通るとか、これは登校のほうもご覧になられる方が多いと思いますが、中学校の生徒はきれいに登校時一列になって登校しているという現状毎朝見てとれるかとい

うふうに思います。

併せて、車で通行される方にも、そういった注意喚起というものもしていただくという必要もあるかというふうに思います。

いずれにせよ、御指摘のありました先ほど場所等も具体的に挙がっておりますので、そちらのほうでどのような対応がとれるかというのを考えていきたいと。場所によって違うところもございますので、そういうふうに考えているというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1 番、本田俊徳議員。

○議員（1 番 本田 俊徳君） 朝については今の説明で納得ができるんですけど、私が言いたいのは、要は夜ですね。このバスのドライバーのほうからもですね、暗くて見えないという声があったものですから、そのことをどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。本田議員の御質問にお答えします。

暗くて見えないということなのであれば、先ほど申しましたように対応が必要というようなことになる可能性がございます。関係する各課と協議を行いながら、対応を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1 番、本田俊徳議員。

○議員（1 番 本田 俊徳君） 答弁書の中を私も読まさせていただいて、中でちょっと考えたことがあるんですが、学校、PTAからの要望は届いていないからということで後回しにされるのではなくて、近くの住民関係者がそう感じているからということで、私は生の声をお伝えしております。

それで、答弁書の中で、引き続き児童生徒の安全な登下校を確保していきたいということですが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。本田議員の御質問にお答えします。

先ほど申しましたけれども、通学路の合同点検という活動をしております。そのときに、暗くなる場所という視点というところを持って、それぞれ点検をいただくというふうな形、その部分の意識を高めていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1 番、本田俊徳議員。

○議員（1 番 本田 俊徳君） それではですね、安全な登下校に関する指導を徹底することと

いうことを言われていますけど、それで解決することでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。本田議員の御質問にお答えいたします。

子供たち、当然暗くなる場所というようなところ、先ほど少年団活動か、懐中電灯を持ってというようなお話もお伺いしましたけれども、自分でしっかりと気をつけられるところというのは、気をつけてほしいというふうに思いますけれども、先ほども議員のほうがおっしゃいましたそれぞれの場所、ここには必要なんじゃないかというような声が届きましたら、関係各課、また地域住民の方と協議をさせていただきながら、設置するのか、設置できるのかというところをハードの面からも、子供たちへの指導というソフト面のところに加えて、そういったところで支援がどうしても必要というのであれば、対応する必要があるのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1 番、本田俊徳議員。

○議員（1 番 本田 俊徳君） そういった声が上がらないということですけど、私は声を上げているつもりなんですけど、指導の徹底を学校に通知するというをおっしゃられたかと思うんですが、それで責任を学校に持たせているというようなことはないんでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

今教育長が申し上げたとおり、ハードもソフトも、それからそれぞれの立場のものが、本人も含めて総合的にやはり安全対策をやっていくということでございます。

町としては、教育委員会が指導する部分と、我々町のほうでも、例えば中学校への上りのところを改良したり、小学校も改良したり、鞍岡小学校も入り口を改良しております。そういった事業を使いながら、それこそ急カーブのところを切り取って、交通安全対策とか、いろいろなものを総合的にやる。さらには、明かりも、雑駁に言いますと、そこが見たら、暗ければやはり増やすのか、昔のライトであれば、ライトというんですか門灯、LED化されていなければLED化して明るくするとか、三ヶ所小学校も自分も行ってみました、実を言うと。確かに暗いなと思っております。今、道路改良をやっている中で、社総金を使いながら何かできんかとかというのが、教育長が申し上げた関係課と連携して対策できるんじゃないかと。それを議員おっしゃったように、いろいろな声があるんだということも含めて、さらにこちらからも投げかけて、PTA、それから子供たちにも聞き取りもしながら、できる対策を取っていきたいと、そういう回答かなと思っております。

いずれにしても関係課、いろいろな形で、せっかく御質問いただいた内容ですので、その内容

を生かしていきたいという趣旨の答弁だと思います。我々のほうも一体として取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1 番、本田俊徳議員。

○議員（1 番 本田 俊徳君） 事故イコール命です。起きてからでは遅いので、最優先での共有をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 成志君） これで本田俊徳議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（佐藤 成志君） 1 時間ほどたちましたので、ここで休憩を入れます。1 1 時 5 分より開きますのでお集まりください。

午前10時56分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（佐藤 成志君） それでは一般質問を再開いたします。5 番、田中春男議員。御登壇願います。

○議員（5 番 田中 春男君） 5 番、田中春男です。通告に従い、一般質問を行います。

1 点目質問事項、昨年開催のコロナ復興イベントについて。質問の要旨、昨年数年ぶりにイベントが開催されたが以下の4項目について町長に伺います。1、最終的な費用、来場者の人数について。2、開催するにあたっての施設・音響等の費用業者の選定方法について。3、会場設営にあたってのブースの位置決めについて。4、このイベントの成果、今後の計画について、町長なりの考えを伺います。

2 点目質問事項、町内の避難所について。質問の要旨、以前も同様の質問をしましたが、今回の能登半島地震を受けて、本町においても備えが必要になってくると思われます。以下の4項目について町長の考えを伺います。1、各避難所の耐震化の整備状況について。2、各避難所の非常用備蓄内容・数量について。3、今後大規模災害が起きたとき、避難所での高齢者、女性や妊産婦、また乳幼児らが安心して過ごせるようにするための配慮について。4、長期にわたる避難が余儀なくされた場合の町としての対応は。

以上、2 点について質問をします。

○議長（佐藤 成志君） 5 番、田中春男議員。

○議員（5 番 田中 春男君） それでは、まず1 点目のコロナ復興イベントについて、①最終的な費用、来場者の人数について町長に伺います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） はい、町長です。田中議員の御質問にお答えをいたします。昨年開催したコロナ復興イベントの成果等についての御質問であります。まずは私から基本的な考え方について御説明を申し上げます。

イベントの開催につきましては、令和4年度第2回議会において、田中議員から町制施行60周年を最後に、ここ数年、町民が集えるイベントが開催されていないため、現状を見て、町の活性化を図るためにも町を挙げたイベントを開催すべきではないかという御質問をいただき、開催の目的を鑑み、町主催において大規模なイベントについては節目の年に、小規模なイベントについては適切な時期に、その状況下に応じたテーマを掲げた上で実施することが望ましいのではないかと答弁をさせていただきました。

昨年5月、新型コロナウイルスも5類へと移行し、社会活動も徐々に動き始めた中、本町においてもコロナからの復興をメインテーマににぎわいの創出、脱炭素社会及びDXの推進をコンセプトとして、町主催のイベントを開催させていただいたところであります。ここに広報があるんですが、皆さん本当に笑顔で、たくさん来ていただいて、皆さんのお声としては非常によかった、よかったよ、楽しかったねというお声をたくさんいただきました。そして、議員の方々にも来ていただいて、盛り上げていただいたところで、数年ぶりの町の開催でありましたが、開催側としては久しぶりの開催で、開催にいろいろと労を要した部分もございましたが、本当にやってよかったなど、そういうようなお声をいただいたことを本当によかったと思っております。まだまだ元気を出すには、まだまだいろいろなことを取り組む必要があると思います。町のイベント以外にも、各地区でのイベントをたくさん開催されております。多くの方にお集まりいただいて、賑わっているという現状を引き続き、支援も含めて考えていくべきかなと思っております。まずは基本的な考え方、感想を述べまして、あと答えにつきましては担当課長から答弁をさせます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、イベント開催経費についてであります。概算で1,100万円でありました。参考までに、平成23年の55周年記念イベントでは1,310万円、平成28年の60周年記念イベントでは1,560万円となっております。

次に、来場者数ですが、延べ1,500人の方が訪れられております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（５番 田中 春男君） ただいま、企画課長からの説明によりますと、開催経費については、概算で１，１００万円という説明がありましたが、一部の町民からは、私が聞いたところによりますと、お金のかけすぎじゃないかという御意見があるのは事実です。この経費について、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。そうですね、１，０００万というお金ですので、安くはないという思いはいたしますが、いろんな考えの方がいらっしゃるのかなと思います。私も以前から、若い頃に、産業文化まつりとか担当を何年もしておりました。当時で、５００万から７００万ぐらい、３０、４０年前ですかね、３０年前以上、やっぱりかかっていたね。それを毎年やっていた。それからすると、この物価高にきて１，０００万、１，０００万ちょっとですね。こちらは、予算をいただいた中で、範囲内で節約しながら、アイデアを得て工夫を入れながら、町民に喜んでいただいたということで、経費としては１，０００万なんですけど、ここが先ほど申し上げたとおりだったのではないかと。今、各町、いろいろイベントをやりますが、なかなか本当に経費がかかることになっておりまして、さらに、例えば有名どころの歌手とか、いろんな方をお呼びすると、もっともったかかるのかなというふうに考えておりまして、なかなかイベント、経費を落としてながらやるということを心がけておりますが、予算の範囲内で今回もやらせていただいたということが事実でございます。先ほど課長から申し上げましたとおり、以前のイベントよりも安く抑えたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ５番、田中春男議員。

○議員（５番 田中 春男君） 経費１，１００万円という数字は、私個人としては特に高いという考えはありません。むしろ町民が１年に１回、あるいは数年に１回集って、いろんな話をして、酒を飲みながらでもありますけれども、そういったことには、このくらいの出費は仕方ないかなと思っておるところであります。ただ、せっかくこういったイベントをやるのであれば、私は町民参加型で計画すべきじゃないかなと考えております。先ほど町長も言われましたけれども、過去に旧役場の駐車場で産業まつりで開催されていた頃には、町中の道路を封鎖して区対抗綱引きとか、腕相撲大会があっていた記憶があります。今回はマウスパッド投げ大会ということで開催されましたけれども、町民にはいま一度知名度がなく、参加者も少なかったんじゃないかなと思われまます。

また、芸能人を呼ぶのも悪いとは言いませんが、町内にもそのような活動をされている団体の方がおられます。鞍岡の祇園神社で行われる７月の夏季例大祭においては、保育園生の子どもの神輿や小学生の鼓笛隊、中学生の棒術、薙刀と参加してもらい、小さな神社の祭りですが、それ

なりに大変ににぎわっていると思います。子どもたちが参加することにより、親御様もとより、家族の方も見に来られて人を集めるということにおいて、大切な役割を果たしているのではないのでしょうか。

また、近隣町村の諸塚村では、日向近辺に住んでおられる諸塚出身の方たちに来てもらうように、無料の貸切バスを運行されているということを過去に聞いたことがあります。この話を聞いたときに、いいことだなと思ったところでした。こういったことを行うことにより、久しぶりの再会を楽しみにされ、来場される方も多いのではないのでしょうか。今後も開催されるということであれば、町民の代表も含めて実行委員会を立ち上げて計画し、開催させていくことが望ましいと思います。十分に検討され、より良い祭りの開催に向けて努力されることを町長にお願いしておきまして、この質問を終わります。

次に、開催するにあたっての施設、音響等の費用、業者選定の方法について、町長に伺います。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 田中議員の御質問にお答えいたします。まずは、会場設営の業者ですが、稲尾リース株式会社に544万5,000円で委託をしております。業者の選定につきましては、郡内業者の見積もりにより同社に決定させていただいております。

次に、企画運営業務については、株式会社MR Tアドに434万5,000円で委託しております。選定方法についてであります。まず、県内事業所であること、同規模の企画運営を行うには、本町の実情に熟知していること、また、過去の本町のイベントに実績があることを考慮し、本町と包括連携協定を締結しているMR T宮崎放送の関連会社である同社から企画提案をいただき、実行委員会で内容を検討した上で、総合的に判断し決定したものであります。

以上であります。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 実行委員会を立ち上げて内容を検討した上で、総合的に判断決定したということですが、実行委員会のメンバー構成はどのような構成だったのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。庁内管理職、町長、副町長、企画課長をはじめ、管理職で構成しております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） メンバーは庁舎内の方で構成されたということですが、先ほども言いましたが、やはりこういったメンバーの中には、町民の代表も含めて実行委員会を作るべきじゃないかと思っております。今回、施設、企画運営について、合わせて979万円とい

う全体の費用の８９％を占めております。会場設営については、算出により決定ということですが、庁内には業者がないので、これはしょうがないことだと考えます。しかし、企画運営業務については、町内にこのようなことをされている方が、最近、会社を立ち上げられておられます。この方に、大体わかるとは思いますが、この方に打診はされたのでしょうか。また、されなかったのであれば、理由はなぜでしょうか。町長に伺います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） はい、町長です。先ほどの質問の部分と答弁とも被るところですが、おっしゃったように、地域においては、地域のイベントの中でいろいろな工夫をされて、地域の方々の出番があると。街のイベントでも、もう少し地域の人たち、住民が、参加型でやれたらいいんじゃないかと、御意見でしたので、ぜひ次回は、そういうようなことも含めて取組たいなと思っております。

さらに、実行委員会の方に、もう少し幅広に組織した方がいいんじゃないかということもお伺いしました。これについても、できる部分があれば、そういうようなことも次回の話になりますが、検討してはどうかと思います。

それから、イベント企画の話でしたが、若干、これから町内のお話もございましたが、先ほど言いましたとおり、イベント告知とか、町外に向かったのPRとかという部分で、今回のMR Tアド、いわゆるMR T放送関係も含めて、PRも含めての企画でありましたし、舞台全体の話でちょっと大規模なものになりますので、部分として、町内の方にいろんなお話で御活成いただくというのがあったのかなと思いますが、今回についてはそんな事情もございまして、町外のMR Tアド等々に委託をしたということでございます。できることがあり得れば、どしどし、町内のほうに発注をしていくということでございます。先週の土曜日も、五ヶ瀬中等教育学校の卒業式がございましたが、そういったところでも映像を撮ったりということでありまして、いろんなことに参画されているようですので、我々としては、できる限り、御協力していきたいなというところは思っております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ５番、田中春男議員。

○議員（５番 田中 春男君） ただいま、町長の答弁によりますと、いろんなことを加味して、メディアのPRとかそういったのも加味して、実績のある事業者に依頼することがベストであるということでありましたけれども、それはそれで妥当な考えとは思いますが。しかし、町内でこのような活動をされている業者を育てていくことも、五ヶ瀬町としての大事な役割ではないでしょうか。はっきり言いますが、この方は五ヶ瀬町の魅力に惹かれて、単身で移住されています。小さな会社だとは思いますが、専門業者にはそれなりのつながりがあり、大きな会社に外注するこ

ともできるんじゃないかなと考えます。経験を積んでもらうために、支援が必要ではないかと考えております。全国的に地産地消が叫ばれていますが、このようなこともある意味地産地消ではないでしょうか。こういったことを加味していただき、今後の業者選定に役立ててもらえればと思います。よろしくお願いします。

次に、会場設営にあたってブースの位置決めについて伺います。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。まず、会場レイアウトについてでございますが、過去のレイアウトを参考とし、委託業者と協議し、経費が安価になるように設定させていただいております。出店者の店頭の場所については、事前に出店者に出店スペースの調査を行い、説明会時に抽選により決定をしております。例外として、煙等を伴う店舗等の特異な事例については、説明会時に出店者の了承を得て、場所の決定を行っているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5 番、田中春男議員。

○議員（5 番 田中 春男君） レイアウト出店スペースについては、答弁により分かりました。今回のイベントは、コロナからの復興をメインテーマに、にぎわいの創出、脱炭素社会及びDXの推進をコンセプトとして開催されたわけであります。鞍岡大好き女子会では、家庭から排出される食品残渣を利用して、堆肥づくりに取り組んでおられます。まさに、脱炭素社会づくりに貢献されているところであります。そんな方々の取組を紹介する場所について、はっきり言いますが、テントの裏の見つけにくい場所に設定されていまして。また、この取組は、一人暮らしの高齢者を見守るためにも、大変役に立っているそうです。週に1回ではありますが、一人暮らしの方の家庭を訪問して、食品残渣を回収されておられます。また、今回は、先駆けで取り組んでおられる鹿児島県日沖市から、職員の方が来町されており、一緒になって取り組み、また、効果について説明されておられました。こういった活動を、五ヶ瀬町民、来場者にもっともっとアピールするためにも、あれだけのスペースがあるのに、もう少し表に出してもよかったのではないかなと思いますが、このことについて、町長に伺います。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。エコステーションの設置場所については、水道の引き込み及び排水の箇所からGドームに近い場所が最適であると判断させていただいたところですが、議員御指摘のとおり、エコステーションの前方のテントの隙間、間のスペースについては、会場内から見渡せるところが望ましいのではと、イベント実行委員会においても反省点として挙げられております。今後の改善課題かと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤 成志君） 5 番、田中春男議員。

○議員（5 番 田中 春男君） 企画課長の答弁によりますと、日程ギリギリのスペース確保で、当事者の方には喜ばれていたと認識しているということでありますけれども、実際、参加メンバー、また見学にいられていた方たちからは、このような活動を紹介するなら、もう少し目立ついい場所に出させてもらいたかったという意見があったのは事実です。あれだけの広場で開催され、スペースについては、まだまだ余裕があったのではないかなと考えます。

先ほど、煙を伴う店舗等の特異な場合はと説明がありましたが、町長も御覧になられたと思いますが、特に匂いがきついわけでもなく、ハエが集まってくるわけでもなかったのは確認されたのではないのでしょうか。この堆肥づくりについて、鞍岡女子会においては、いつかは町民に理解を持ってもらい、町内全域にこの取組を広めたいと、コツコツ頑張っておられます。堆肥づくりでなく SDG s、脱炭素社会に貢献している、このような取組を紹介することがありましたら、もう少し町としても協力をしていてもらいたいと考えます。よろしく願いしていきます。

次に、成果、今後の計画について町長に伺います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。今後の計画等々というお話でございました。一番最初に成果のお話はさせていただきました。さらには逆に店舗を出された方、通常は店舗代とか取ったりしながらやるんですが、店舗代も取らずにどうぞ商売をやってくださいということですので、本当にいろいろなものを出されて、いろいろなものが町内にあるんだと、町外もいらっしゃいましたが、そんなことも含めて、店舗を出された方もいろいろなふれあいがあったりということで、本当に喜ばれたなと思います。今後のことにつきましては、先ほど言いました、議員も御指摘のとおり、いろんなことに気を使って反省点を生かしながら、イベントには取りかかるべきかなという思いもしたところです。

今後、大規模イベントをやるかどうかという話についてですが、必要なときに大規模、節目節目にやっているのが今現状でございまして、さらには必要な折に、小規模とは言いませんが、中規模等のイベントを計画したいということをするべきかなと思っておりますが、昨年为例にとりますと、コロナも明けてスタートは何でしたですかね、てっぺん神楽でしたかね、てっぺん神楽があつて、いろんなやつが随時ずっとあつて、特に秋口は毎週のようにイベント続きで、最後が町のイベントだったので、少しイベント疲れもあったのかなという雰囲気もあつたりして、ですから地域でせっかくやられるものをきちっとみんなで盛り上げていくというのが、今私自身はそこが大事な、先ほど議員もおっしゃったとおりですが、皆さん地域で頑張られていますので、

そこを後押していくということと、次一番頭に浮かぶのは、町制施行70周年というのがもう何年後かにきますので、そういったところに向けて皆さん方の機運を高めていくというのが、片一方のほうでは必要なと、今現在思っているところでございます。いずれにしても、イベントをすることによって、一体感とか絆とか元気とかを養成できますので、イベントについてはみんなで盛り上げていくようなことをやっていきたいなというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） はい。久しぶりの開催ということで、町民の方も喜んでおられたというのは事実じゃないかなと思っています。しかし、来場者が町民の約半数ということです。行くか行かないかはそれぞれの判断ですので、しょうがないところもありますが、先ほどからも言っておりますが、ぜひ町民参加型のイベントを企画されることを願っております。

また、大規模イベントについては節目の年に行うことが望ましいとのことですが、近隣町村では毎年開催されているのが現状です。過去の一般質問でも言いましたが、このようなことは近隣町村同様、毎年開催してもいいのではと考えます。もちろん、それには費用がかかることもわかってはおりますが、この五ヶ瀬町を盛り上げていくためにも必要じゃないかなと思います。とにかく町民はこういったイベントは楽しみにしています。また、町外の五ヶ瀬出身者には、五ヶ瀬は頑張っているんだぞというアピールするためにも、町長にはこのことに理解をいただき、また、すでに終わったイベントではありますが、このイベントの内容を検証し、今後に生かすことが次のイベントにつながると思いますので、よろしくお願いしておきます。

以上で1点目の質問を終わります。

次に2点目の町内の避難所について、○1、各避難所の耐震化の整備状況について伺います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。2点目の御質問、町内の避難所等についてということでございます。

まずは、能登半島地震、たくさんの方が亡くなり、また、今現在もたくさんの方が避難所を暮らしをされているということでございます。お悔やみとお見舞いを申し上げます。先日、能登半島にボランティアで行かれた方と直接お会いをして、状況をお聞きしました。本当に大変な状況のようです。さらには道路が使えず、なかなか支援も難しいんだということをお聞きしました。電気は大丈夫なんだが、水のほうがなかなか厳しいねという話は、本当に新聞、報道で聞いているとおりの御報告でした。

ということで、五ヶ瀬町においてのことをまず申し上げますが、まずは、やはり自らの命は自らで守るということを基本に、その自助と、さらには共助、それから公助という部分でやってい

きたいということでございます。それにつきましては、五ヶ瀬町地域防災計画に則って対応していくというのが我々の基本だと考えております。さらにはハザードマップの活用をして、皆さん方に県の箇所の周知もしているということでございます。具体の質問につきましては、担当課長からお答えをさせます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

まず1番の各避難所の耐震化の整備状況ですけど、新耐震基準というのが昭和56年6月1日に施行されました。昭和56年度以前に建築された建物においては、耐震性に不安があるとされて、各自治体とも耐震診断に取り組んでおります。その中で、現在、うちの町の指定緊急避難所7か所、指定避難所5か所、福祉避難所3か所につきましては、昭和57年度以降に建築されておりまして、耐震性については問題ないということになっております。各避難所につきましては、各家庭に配ってありますハザードマップの8ページに掲載されております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 本町の避難所について、緊急指定緊急避難所7か所、指定避難所5か所、福祉避難所3か所、すべてにおいて昭和57年度以降に建築されており、耐震化については問題ないとのことですが、ハザードマップを見ますと、鞍岡小学校、三ヶ所小学校は指定緊急避難所ということで指定されています。鞍岡小学校については昭和56年、三ヶ所小学校には昭和51年に建設されております。指定緊急避難所ということで短時間の間に逃れるための施設であり、さほど問題はないかなとは思われますが、しかし災害の規模によっては、避難所としての活用が余儀なくされる事態が起きないとも分かりません。先ほど各自治体とも、昭和56年以前に建てられた建物については、各自治体とも耐震診断に取り組むとなっておりますけれども、この2つについては建設後に耐震化工事は行われているのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。2つ施設とも昭和56年以前ということでしたので、耐震工事がされております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 建設後、耐震化工事をされているということで、ちょっと安心したところであります。この五ヶ瀬町においても、震度6以上の地震がいつ発生してもおかしくない状況にあります。避難先が倒壊したでは話になりませんので、今後は避難所の定期的な点検を

随時行い、避難者が安心して過ごせる空間づくりに努めてもらいたいと思います。

次に、②の各避難所の非常用備蓄内容、数量についてお伺いします。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 田中春男議員の御質問にお答えします。各避難所の非常用備蓄内容、数量につきまして、御説明いたします。5施設の分を指定避難所の5箇所のほうに非常用備蓄のほうがございます。その説明をいたします。

まず、荒踊の館が、折りたたみベッドが12、ロールマットが20、停電用ランタンが3、あと五ヶ瀬町役場が、折りたたみベッド10、ロールマット20、Gドーム折り畳みベッドが24、ロールマット20、停電用のランタンが3、上組小学校体育館が、折りたたみベッドが4、ロールマットが10、停電用ランタンが3になります。あと、鞍岡地区複合型交流施設にも、折りたたみベッドが30、ロールマット20、停電用ランタンが3ということで、全ての施設を合わせて、折りたたみベッドが100、ロールマットが100、停電用ランタンが12という備えをしているところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） ただいまの説明で、各避難所には、ロールマットとか簡易ベッド、ランタン等は常備されていますが、あと飲料水とか、食料品とか、トイレが、水が断水したときの非常用の水などのそういった確保はしているのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 田中春男議員の御質問にお答えします。予備としまして、折りたたみベッドが20、ロールマット10を装備しています。あと、町の備蓄倉庫には寝具、布団、毛布、非常食、飲料水とかご飯、パン、カレー等のおかず類、また発電機、簡易トイレ、ストーブ、防災テント、屋内用ですけど、これが56セットございます。そういったのを装備しております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 各避難所に非常用品は備蓄されていますが、まだまだ数的には足りないのではないかなと考えます。例えば、震度7くらいの地震が起きたとき、家屋の倒壊により避難するための品物が持ち出すことができず、体一つで避難しなければなりません。そういったことが現実になったことを踏まえて、これらは使わないのがいいことなんですけれども、備えれば憂いなしということもあります。今後、少しずつでもいいので、これらの非常用品の備蓄の数を増やしていくべきだと思っております。また、されているとは思いますが、飲料水、非常食については消費期限、賞味期限がありますので、定期的な確認・更新をするのが大事なんじゃないかな

いかなと思っております。

次に、③の今後大規模災害が起きたとき、避難所での高齢者、女性や妊娠婦、また乳幼児らが安心して過ごせるようにするための配慮について伺います。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 田中春男議員の御質問にお答えします。そういった大規模災害があったときのために、あるときのためにというような備えとして、五ヶ瀬町防災計画も見られたことがあると思いますが、この中にマニュアルとしてうたってあるところです。

まず、今言われた大規模災害が起きたときの避難所での高齢者、女性や妊娠婦、乳幼児らが安心して過ごせるための配慮ということで、避難所の運営におきまして、女性を参画することで、女性や子育て家族のニーズ等に配慮した避難所運営に努めています。各避難所の会議室や空き部屋を活用しまして、高齢者や女性、妊娠婦に配慮した空間を確保します。また、場所が確保できない場合は屋内テントを設置し配慮します、とされています。これに基づいてになると思っています。地域防災計画書の112ページに載っているんですけど、避難所の運営についてということで、避難所の運営における女性への参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保と、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとして、授乳室の関係とか、仮設トイレとか、女性用の下着類のことを明記しておりますので、これに準じて備えなければいけないと思っているところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 今、課長のほうから6項目についての対策というか、配慮について説明を受けましたが、これらを実行するためには日頃の備えが必要になってくるのではないかなと思っております。現実到大規模災害が起きたとき、避難所では高齢者、特に女性や妊娠婦、乳幼児等が安心して過ごせるための配慮がなおざりになっていることが考えられます。見られた方も多いと思います。先日の宮日新聞に掲載されていました。能登半島地震を受けて全国の自治体で必要な備品が不足し、防災部署に女性職員がほとんどいないという実態が明らかになったという記事が載っていました。女性特有の必要な品物や、高齢者や妊娠婦が避難所での移動に必要な補助用具、乳幼児のミルク、おむつ等の備えが必要になってくるものと思われます。また、それらの品物についての置き場所、配布場所も考えていかなければなりません。プライバシーを守るための簡易的なパーティション等の備えも必要になってきます。また、各避難所の管理者に女性職員も含めての配置も不可欠になるのではないかなと思っております。現実、女性職員の配置は難しい場合もあると思われますが、福祉や子育て担当部署と協力することによって、多様な視点を

取り入れることはできるのではないのでしょうか。

そういったことから、備品等の必要性に対して検証を行い、今後備えてもらい、また、避難所の生活について、町職員、ボランティア、関係者を含めた避難訓練ちゅうか非常訓練も備えておくべきではないかと思っております。このことを町長にはお願いしておきます。

次に、④の長期にわたる避難が余儀なくされた場合の町としての対応について伺います。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 田中春男議員の御質問にお答えします。長期にわたる避難が余儀なくされた場合の町としての対応は、なかなか難しい問題なんですけど、地域防災計画に書かれている部分で、これによって対応していくということになってくると思います。まず、公的住宅や借屋への転居、応急仮設住宅の建設を進めるとともに、地域ボランティア等の協力を得て、避難所の自主的な運営が行えるよう、努めていかなければいけないと思います。避難者の健康状態の把握のため、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成して、避難所ごとの健康状態の把握を行なっていかなければなりません。また、各種相談窓口を設置し、被災者の人数に対応することに記載されております。これに準じて行わなければいけないと思っております。ちなみに地域防災計画の109ページとか、111ページ、112ページ、137ページに非常に詳しく載っておってですね、これをもとに、そういった場合になったら、そういったことに努めていかなければならないと担当課は考えておるところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 本町においては、こういった大災害の経験は最近なく、現実味がないので、難しい点もあるかなと思いますけれども、例えば自宅が倒壊、浸水等により避難が長期になった場合、公的住宅は空きがなければ使用することができないし、借家への転居についても、パッと使えるかといったら、そこの辺も難しい点があるのではないのでしょうか。仮設住宅等の仮住まいが確保できるまでは、不足の期間がかかるわけでありまして、その期間は、各避難所での生活が余儀なくされるわけでありまして。また、そのときになってボランティアを募っていくのではなく、町民にあらかじめ登録してもらうということは不可能なのではないのでしょうか。また、町民に対しては、五ヶ瀬町ハザードマップに記載されていますが、この冊子を町民の何割の方が目を通されているかはちょっと疑問を感じることもあります。日頃の備えとか、非常用持ち出しのチェック等について、日常的に啓発していくことが大事なんじゃないかなと考えます。大雨の時期には防災無線、チラシ等で、町民にこの防災マップについての内容をいま一度確認してもらい、日頃から備えてもらうことを周知していくべきじゃないのでしょうか。とにかく、こういった災害は起きないことがいいことではありますが、わが身にふりかかったときのためにも、日頃から備

えていくことが大事だと思います。町民も、こういった災害に対して準備等を行うことが一番だと思いますが、町としても非常時の備えを行い、町民に啓発していくことがこれからの課題だと思いますので、これらのところを強く町長に要望して、私の一般質問のすべてを終わります。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 災害についての備えは本当に非常に大事なことだと思っております。特に大規模災害の話もございました。南海トラフマグニチュード8から9クラスが、30年以内に70%から80%で起こるだろうと言われております。これは県を挙げて、海辺の人たちをどう避難させるかも含めて、広域の話にもなってきます。いろんな協定を各自治体持っておりますし、広域での連携を日頃、話もしていく必要があるということを、今まさに各自治体、首長で話をしているところでございます。あとは、先ほどありましたハザードマップについては、各個人がきちっと読み込んでいただくとかいうことも含めまして、改めて災害の備えを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） はい。では今後、また町長にはよろしく願いしておきます。

○議長（佐藤 成志君） これで田中春男議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員、御登壇願います。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 4番、小笠原将太郎、通告により一般質問をさせていただきます。

質問事項その1、五ヶ瀬町の人口減少への対応について。要旨、今後の人口減少をどう予測しているのか、また人口減少を防止するために、どのような対策が実行され、その効果は出ているのか。2、人口減少対策として重要な住居の整備や、働く場所の確保について、これまでの実績及び、令和6年度予算にどのように反映されているのか伺いたい。

質問事項その2、電算システムの今後の運用方法について。1、五ヶ瀬町の電算システム全体に係る年間の費用額はいくらなのか。2、今後のシステム運用方法及び予算はどうなるのか。3、近隣自治体との連携など、経費の節減へ取り込む考えはないのか。

質問事項その3、五ヶ瀬町の水資源の保全について。1、五ヶ瀬町の貴重な水資源の源である山林を保全するために、庁として売買に関する条例を定めてはどうか。2、清流と森の町五ヶ瀬として全国に名前を売り込み、知名度を上げるためにも保全活動を推進すべきだと思うが町長の考えは。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（４番 小笠原将太郎君） 五ヶ瀬町の人口減少の対応についてお伺いしたいです。

まず、今後の人口減少をどのように予測しているのか、また、人口減少を防止するためにどのような対策が実行され、その効果は出ているのかお伺いしたいです。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えをいたします。項目で２つが１つになっていまして、よろしいですかね。一つめを申し上げますと本町の人口減少への対応に対する御質問ですが、まずは人口減少対策における基本的な考え方をお話し申し上げます。

本庁では、御存じのとおり、令和３年３月に人口ビジョン策定をし、人口の将来展望の目標を設定しております。その目標を達成するために、第２期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、具体的な施策をＫＰＩで示しております。基本的には、この総合戦略に基づき施策を展開することで、安定化した人口を維持し、持続可能な地域づくりを目指しているところです。様々な施策を展開させていただいておりますが、全国的に人口減少が進む中、議員御指摘のとおり、なかなか人口減少に歯止めがかからない状況にあります。しかしながら、何も手を打たないと、さらに人口減少が進むと思っております。基本的な考えは以上であります。

さらに、人口減少のビジョンの現状についてでございますが、ビジョンを策定した２０２０年と、令和２年度においての本町の現住人口は３，７６３人でありました。いずれの対策を打たない場合で想定される現行推移モデルというものがございまして、２０２５年で３，３２６人、１０年後の２０３０年では２，９０６人、４０年後の２０６０年では約１，０００人と算出をされておりました。町の人口を安定化させるため、２０６０年に２，６００人移住するためには、１年間あたり１５世帯、３５人を移住させることが求められております。その場合、２０２５年に３，５２８人の人口が最適であると、ビジョンから導かれております。

しかしながら、現状であります。本年２月１日で新聞でも出ましたが、３，１１９人の推計人口となっております。現行の推移モデルよりも速い速度で人口減少が進行している状況下にあります。様々な移住対策を行っておりますが、これを緩めるとさらに人口減少が進行すると考えられ、手を緩めることなく移住定住等の策を打っていかなければならないと感じているところでございます。人口ビジョンと現状については以上でございます。

さらに対策も御質問でしたので、具体的な対策についてお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、まずは、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った事業展開を行うことが重要であると考えます。重点施策としては、仕事がある地域づくり、子どもが育つ地域づくり、安心して暮らしていける地域づくり、大きくは３つを掲げておりますが、まずは、結婚支援、出産から子育てに関する支援、移住定住策について、具体的な取組を担当課長から申し上げます。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

まずは、婚活支援であります。様々な事業を用意させていただいておりますが、コロナ禍においてはなかなか事業活動ができていない状況にありました。令和5年度に入りまして、宮崎結婚サポートセンターへの入会、登録料助成を利用される方が増えている状況にあります。今週末には、婚活イベントの開催も予定しているところです。また、本年7月に、町内の女性8名で出会いづくり推進員を委嘱させていただき、地域の中から婚活支援の推進ができればと考えているところです。その効果ですが、人口減少対策に婚活支援が即効性があるとは言えませんが、長期的視点にたって結果を見るべきではないかと考えております。

次に、移住定住の取組についてであります。空き家情報バンク制度については徐々に定着しつつあり、登録物件や相談件数も少しずつ増えてきている状況であります。そして、庁舎内で横断的に連携を取り、移住への取組を進めるために、移住施策推進作業部会を設置し、今年度は移住パンフレットを作成したところです。今後は、このパンフレットを広く活動していくと同時に、ふるさと回帰支援センターの力を借りながら、全国に移住に関する情報発信を行っていかねばと考えているところです。また、都市部において、作業部会での移住セミナーを開催したく考えているところです。ここ近年の移住実績についてですが、町に相談があり、世帯ごとに移住された数では、ここ5年で合計26世帯31人の方が移住されております。1年平均では、5世帯6人と、本町の最適化パターンとされる年間あたり15世帯35人には届いていない状況です。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） まことに数々の方策を取られて、人口減少に歯止めをかけようと努力されているのは、非常に理解できます。ただ、これだけのことをされても、実際には人口が減っているのは間違いないことだと思います。私はこの場で、皆さんにお伝えしたい一番の目的は、人口減少が予想を超えて進んでいるということをしっかり認識することが、まず大切だと思っております。いろんな方策を取ったとしても、人口減少は間違いなく進んでいきます。これは、この我がまち五ヶ瀬だけではなく、日本全国、これはいつも言うことなんですけれども、私が出てきました北九州においても、先に行われた市長選挙の当選された方も、落選された方も、同じようなことを申されておりました。人口の減少、若者の流出、雇用の確保、これはもう日本全国見ても、どこでも行っていることです。東京部、東京都心、それから大阪、福岡、特別な場所は数か所はあるんでしょうけれども、日本中どこでも行われていることです。それと同じことを、多分、今御説明いただきましたけれども、そのことが多分、同じようなことが僕はされていると思うんです。私が提案なんです。これもよく言うことなんですけれども、動物を飼ったりすると、増やそうとすると、何が一番大切かという、住むところですね。住むところがあれば、そ

こで繁殖をして増えていきます。ですので、この五ヶ瀬町においても、私は住居の確保を行うべき、力を入れるべきだと切に思っております。もちろん、今の御説明の中には、住宅の確保を進められた、そして結構な数を作られているというのは存じております。それに、空き家対策というのも実際に行われておるんですけども、これもたびたび言うんですが、移住してきた私本人として、空き家には色々あるんですけども、住めないというか、一人で住むのであれば住めないことはないんですけども、夫婦、子供を連れてきて住もうとなると、水回り、それからトイレですか、水回りになるんでしょうけども、そういうところが非常に傷んでいるところが多くございます。ですので、その空き家、もしくは空き家を改修して住んでいただくということよりも、新たに住宅を、住宅地を整備し、そこに住んでいただくというのが私が思う一番の方法だと思います。実際、東京都心、大阪近辺、人口が増えているところの住宅を見ると、新興住宅地といいますか、新しい建て売りの住宅を若い人が買う、マンションを買ってそこに住む、実際、お隣の高千穂町では、マンション、住宅の建設が進んでいるということを、同じ議員の中島さんからお聞きいたしました。高千穂町は意外とマンションとか新しいアパートが建っているよね、ということをおっしゃっております。そこに、ちょっと悲しいかな、五ヶ瀬町の方も住まわれたり、実際そこには若い人が住んでいるのは事実だと思われまので、五ヶ瀬町も新しい住宅の確保をやっていただきたいなと私は思っておりますが、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。たびたび聞いて申し訳ないのですが、お願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 先ほどから、婚活の話も少しあって、そこからお話を申し上げます。さらに人口23.7%この10年間で減ったという報道でございました。それを報道を受けて、いろんなところで御挨拶の中では、そのことを触れさせていただき、今回の広報の町長の部分でも書かせていただいております。当然、UIターンを含めていろんな対策が必要だということは申し上げておりますが、一つには、自分ごととして皆さん方で考えてほしいなという思いがございます。人口が減っているのは、町全体ではそういったことで減っていますが、基本的には各地域から人が出ていっているということでございます。それには何らかの要因があってというところまでは、なかなか町では把握できなくて、そこを食い止めることは、素早く手を打つのは、もしかしたら地域の方々に何らかの手を打っていただければ、御親戚の方が出ることに対しての引き止めとかはあったり、さらには空き家についても、なかなか住む空き家としては適さないんだよという話もありますが、補助金を入れて、改修補助金とかを組んでいますので、それを使ったところでは、比較的水回りを完備してということで、喜んでいただいて住んでいただいている空き家はたくさんございます。住宅の整備については、私も就任以来、広木野のほう、それから鞍岡のほうで、まあ少ないんですけども、1戸ずつ、2戸ずつとかというようなことで整備をして

ございます。今後とも、議員おっしゃるように、住宅の整備が必要だなということで手を付けてまいります。場所の問題、それから場所については水の問題がありますので、それを整理しながら確保していくということでございます。

それと結婚の話でございますが、先ほど婚活イベントを今月10日の日に行います。今現在、20名近くの方、女性の方に来ていただいて、婚活イベントをやるということでございます。気持ちとしては、1人でも何とか思いを変わらないでいただきたいなということで、いろんなことをやらないと産むところにたどり着かんということで、少子化対策になっていかんということで、諦めないということをみんなで応援していくことが大事なかと。さらには結婚してからの結婚支援も令和5年、今年度からやっておりますので、そういったことをトータルでやっている、そのことをみんなで共有して、みんなで支援していく取組をするということが大事なかという思いでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 小笠原将太郎議員の一般質問の途中であります。昼食の時間が参りましたので、一旦、一般質問はここで途中で終わらせていただきます。その後、午後1時より行いますので、御参集ください。

以上で、まずは一時休憩に入ります。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（佐藤 成志君） 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 引き続き質問をさせていただきます。

先ほどの質問事項、加速している五ヶ瀬町の人口減少の対応についての2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど私、1番の質問の中にも同じような質問をしてしまったんですけど、改めて2番、人口減少対策として重要な住居の整備や働く場所の確保について、これまでの実績及び令和6年度予算にどのように反映されているのかお聞きしたいということをお聞きしたいと思います。この中の住居については先ほど御説明いただきましたので、働く場所のことについて、改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えをいたします。

働く場所、まずは企業誘致についても御説明申し上げますが、本町においては、平成元年に五

ヶ瀬町工場事業場設置奨励条例により、本町に進出した企業への奨励金及び固定資産税の免除を規定している状況ですが、近年企業誘致ができていない状況にあります。引き続き検討、連携しつつ、またアンテナを高く張りながら情報収集に努めさせていただきます。

町内の雇用の場の確保につきましては、基本の取組として総合戦略の安定した雇用の創出と就業環境整備を基本目標に、新規創業の支援、農業担い手の確保及び医療福祉分野の雇用情報の提供を掲げており、まずは本戦略に沿って雇用拡大ができればと考えております。本町が出資する五ヶ瀬ハイランド及び五ヶ瀬ワイナリーの両会社についても、これまで御報告しているとおりでございますが、町の重要な雇用の場でありますので、現時点では引き続き経営分析を行った上で経営安定を目指しつつ、雇用の場を確保してまいりたいと考えております。

新年度の部分でしょうか、令和6年度予算につきましては初日に提案をさせていただいておりますが、細かい部分は予算審査特別委員会のほうで詳しく御説明をいたしますけれども、まず住宅整備については、民間活力を活用した住宅整備に対する補助制度の要件を若干緩和をして用意しております。空き家関連につきましては前年に倣い、移住定住促進空き家改修事業、住宅建築支援事業及び移住定住奨励金を計上しておりますが、空き家利活用増改築工事については対象物件がない状況にあります。

次に、雇用の場の創出に関する予算であります。新しいところでは商工分野の事業承継マッチングサイト運営委託や新規開業支援事業、第三セクター運営費補助事業及び貸付金、農林業分野におきましては、新規就業関連事業等を前年に倣い計上しているところでございます。スキー場につきましては、2シーズン休みましたけれども、再開に向けての施設改修に加え、誘客特別対策枠を設けて、計上しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） これも先ほどの人口減少対策の話と同じになりますけども、本当に数々の方策を練っていただき、実行をしていただき、また予算もつけていただいているというのは十分理解できました。

ちょっと前後になるんですけども、私この流山市という東京の近い、小田急線沿いにある流山市になると思うんですけど、そこも人口が10年間で、そこは3万人増えているということですね、非常に首都圏に近い場所で人口が増えているという場所でございます。このポスターが「母になるなら、流山市。」っていうすごく巨大な、横が3メートル、縦はまあ1メートルぐらいで普通のポスターサイズなんだろうけども、いわゆるJRの駅、東京駅や秋葉原、それから渋谷、新宿、それから銀座線や日比谷、いわゆる主要な首都圏の地下鉄の駅にこういうポスターを出しております。「母になるなら、流山市。」、もちろん「父になるなら、流山市。」ってい

うバージョンもあるらしいんですけども。

私これ何が言いたいのかといいますと、こういう人の心をつかむことも、私は非常に大切だと思います。目立つって言ったら語弊があるかもしれませんが、いろんな施策といいますか、実行はされておるといのは分かるんですけども、そういう要するに、やっぱりほかのどこから移ってきていただかないといけないということだと思いますよね。よく移住って皆さん言われるし、私も移住者なんですけども、もっと簡単に言うと転居、引っ越してきてもらわないといけないですね。だから、そのきっかけになるにはやっぱり魅力がないと、いろんなことをやっても、あそこに行っても寒いしねとか、ムカデが出るしねとか、組ってというのがあるらしいよとかいうことになると、なかなかちょっとみんな二の足を踏むというか、今の若い方たちは。ですので、こういう流山市がやっているようなコピーを考えて、これのいい例がふるさと納税、ふるさと納税のやり方を変えた途端に、納税額が非常に増えたという実績があるんですよね、五ヶ瀬町。ですので、こういうほかのところがやっていないようなことをやって、五ヶ瀬町に目を向いていただくということには僕は大切だと思っています。

引き続き、よく移住というか人が減るよねということに次になるのが、住むところがないという話はさせていただいたんですけども、次は働くところがない、それはもうよく言われます。五ヶ瀬に来て働くところがないよね、JAか皆さんと同じような役場で働くか、あと農業、林業、その他いろいろあるんですけども、一般的に言うと働くところがないというのが、皆さんよく聞く意見だと思われます。

そこで、これも以前も言っているんですけども、五ヶ瀬町に企業の誘致をしてはどうかと私は思っております。お隣の隣、日之影町、平成二十何年だったかな、昔の日之影町の長期総合計画、これは平成27年に計画されたものに入っているんですけども、企業を誘致するための工業用地を確保する、工業用地というと工業団地とか、自分たちの世代だとマイナスのイメージがあるんですけども、そういう企業を誘致するための用地をつくるということも、ひとつ取り組んでいただけならどうかなと思っております。

これは繰り返しになるんですけども、データセンター九州が今シリコンアイランドとして、日本の国が国運をかけて何兆円というお金を投入して台湾の業者を誘致し、今まで隣ではキャベツを作っていて、そこが今シリコンウエハーを作るという工場に変わっております。これはもう本当に、今から車で行きますと1時間かからない場所でそういうことが起きているのは事実でございます。ですので、そういう業種の誘致を考えていただきたいなと私は非常に思っております。

もう一つ、資料にはなるんですけども、これはちょっとまだ遠いところなんですけども栃木県の話になりますが、こちらの栃木県の栃木市、市ですので、こちらとは五ヶ瀬町とはまた規模も違うんですが、こちらのデータセンターについての資料の中に、人口が平成2年の17万

4,000人をピークにどんどん減少していると、令和32年には10万人を切るんじゃないかということです。そこで、人口減少による地域活力の低下を防ぐため、地域の特性を生かした産業拠点の創出による地域活力の向上を図る必要があるというのが、一番の目的に明記されております。

これはもう本当、私たち五ヶ瀬町と何ら変わることがないと思います。ですので、私どもの五ヶ瀬も、先ほど甲斐政國議員が、国で寒冷地のことについて述べないと始まらないということと言われましたけども、ぜひ五ヶ瀬町もデータセンター、どうなるか全く分からないんですけども、データセンター地方拠点整備事業というのを国が押し進めております。

これはこの間も言いましたように、国内のデータセンターというのは、8割方が東京圏および大阪圏に集中しております。電力の消費がそこに集中しているということです。それを分散させるために、電力も余っている北海道、それから九州にデータセンターを分散しなさいというのを国が押し進めておりますので、ぜひその波に乗る形で五ヶ瀬町も、地盤も強い、電力もクリーンエネルギーを自前ではないんですけども、風車用地として貸出しをしておる、それから非常に冷涼という利点を生かし、全く駄目だよって思われるかもしれませんが、そういう活動もぜひしていただきたいと思います。

それともう一つは、鞍岡地区で古くから行われているやまめの養殖がございます。やまめの養殖、その当時は国内でも数少なく、非常にお客さんも集まって賑わって、私も若い頃は魚釣りに行ったり、やまめの里でやまめを食べたりはしたんですけども、あの場所を使ってサーモンの養殖をする業者を呼んではどうかなって、私は思っております。

これもまた隣の隣になるんですけども、西米良には西米良サーモン、それから奥日向サーモンといって、宮崎の業者さんなんですけども、そことタイアップしてサーモンの養殖をやっております。このサーモンというのは、今、回転ずしが非常にブームで、その中で一番人気らしいですね。これはNHKの番組でもやってたんですけども、あまりにも人気過ぎて日本人の口に入らなくなるんじゃないかというようなことが言われております。でございますので、そういう業者にも五ヶ瀬町の鞍岡地区の本屋敷の養魚場跡地等を見ていただいて、もしできればというか、誘致に動いていただきたいなと思うんですけども、その辺は町長、お考えというか、どのように捉えられるかお聞かせください。お願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えをいたします。

雇用の場という中で企業誘致という話、これまでも企業誘致、被服企業とか、それから宮崎部品とか、あと最近ではY・Gテックさんの水が来ていただいているというような状況です。大規模というか人を雇う、いわゆる企業誘致ちゅうのは、やはりそこに人がいないとなかなか来る意

味がないので、来られないということと、IT関係もそこに技術者がいるかどうかということがあって、TSMCもその部分を技術者をということもありますので、土地とそれから人の関係といういろいろあるのかな、それで土地を要しないようなIT企業、いわゆるワーケーションとかそんなことを取り組んでいる中山間地のところはありますので、そういったところへの可能性はあるのかなという思いはしておりますが、いろんな労働力を要するというようなことは厳しいのかなと、今でも労働力不足になっているということです。

それから途中ありました、働くところは基本的にないというところが、どうしてもハローワークでは常日頃人手が足りないということが言っていますので、募集もしていますので、個人に合ったという部分で雇用が、働く場所がないのかなというところがありますので、もう少しそこへの分析がいたりするのかという思いもしております。全てにおいて働き手が少ない状況でもありますので。さらにシリコンアイランド九州、そのようなことになりつつあります。いろんな形で企業誘致ではないにしても、何かつながりが持てるといいのかなという思いはしております。

データセンターの話も前回もございましたが、そういうようなことが可能であればいいのだと思うんですが、うちのこの光の回線の状況からいくと、冗長性というんですか、その部分で不安視されて、データセンターを造っているところはきっとそういった、いわゆる環境の部分がベースとしてあってということがあるのかなというのを感じるところであります。

それからやまめの、養魚場のお話もされましたが、個人的な企業のお話なので、なかなかそうですねということでの話は難しいと思います。さらに、今現在どのように使われていて、企業としてどのようにそこを今後考えているのかというのがベースにありますので、一つのアイデアとしてお聞きしておきたいなと思います。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 企業の誘致、労働力が不足しておるということで言われましたけれども、これが堂々巡りになりますね、人を集めるために企業をつくる、企業が来たら人もやっぱり来ないといけない。よく田舎に行くと、ベトナムというか東南アジアの若い女性が自転車に乗って買物に行ったりしている姿を、こんな山の中になぜと思っていたら、小さな紡績工場とか繊維を作る工場があつたりとか、五ヶ瀬も以前そういうところもあつたというようなことをちょっと聞いたり、聞かなかつたりするんですけども、ですので、やはり私もといいますか、希望しているというか、五ヶ瀬町を発展させるためには、まずそういう方向に向かって進むということを一歩を出さないと、月面飛行士じゃありませんけど、その一歩が大切だと思います。ですので、それをまず町長には行っていただきたいと思います。

ちなみにTSMC、台湾から来ておりますけども、町長は何かその辺について、何か関連の方

と会われたりとか、熊本県に行ってそういう話を聞いたとか、そういうことはございますでしょうか。すみません、教えていただけますか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

直接的にT SMCの方と云々ということは、この間立ち上がったばかりでもありますし、ちょっと巨大な企業に一小さい自治体で云々ということではないんですが、福岡にあります台湾の弁事処がございしますが、そこの処長、先月おいでいただきまして、その節にいろいろお話をさせていただきました。近距離にもありますし、高千穂も含めてこの地域についてP Rといいますか、よろしくという話で、ぜひぜひ台湾との交流といいますか、子供たちの交流も含めていろんな広い話をさせていただきました。その後、郡内三町長で会う機会のなかでは、ぜひぜひまた市町村ではなかなかあれなんだろうから、まとまって話す機会があるといいですねという話で、できたら先ほど言いました台湾の総領事いらっしゃいますので、そこを通しながら何か話ができるといいなという思いで、今現在おるところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） そういう形で台湾の方とコネクションといいますか、つながりがあるということをお聞きして、非常に可能性を感じます。ぜひ台湾の方からすると、この日本というのは非常に魅力のある場所、私たちからしても台湾というのは非常に親しみがあり、同じ中華民国といいますか、中国人ではあるんですけども、また本土といいますか、中華人民共和国の方々とするとはまた違う国民性があったりすると思われておりますので、ぜひ町長、その辺はまた掘り下げていつていただいて、何かのきっかけで、非常に近いです。保養所なりそういう形のものでもいいですし、そういう保養所も無理なら木地屋に団体で泊まっていただくとか、何かのきっかけができればいいなと思っております。

以上で、私の加速している五ヶ瀬町の人口減少に対しての対応についての質問は、以上とさせていただきます。

引き続きの質問に移らさせていただきます。

電算システムの今後の運用方法についてお伺いしたいと思います。五ヶ瀬町の電算システム全体にかかる年間の費用額は幾らなんでしょうか、それを教えてください。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。電算にかかる幾つかの御質問になっておりますが、具体的な質問ですので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 小笠原議員の1番目の御質問にお答えします。

まず、1番目の御質問にお答えする前に、五ヶ瀬町の電算システムの導入の歴史を軽く触れさせていただきます。五ヶ瀬町においては、平成7年にシステムの高度化を図るため、株式会社RKKCSと契約して、32業務を総合行政システムより運用を開始しました。その後、財務会計とか水道料金など順次稼働がなされて、現在では56業務が稼働している状況です。約29年間の稼働の中で、業務が長期間停止するような障害が起こっておらず、安定した稼働を見ているということを入念に入れていただきたいと思います。

その上で1の質問にお答えします。まず、令和5年度予算の数字になりますが、総務課管理予算につきましては6,692万8,000円で、ほかの課が管理されている予算が5,349万4,000円となっております。この中には、機器の保守料、利用料、各種消耗品等も含まれていますが、全体では1億2,000万ほどの予算となっております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 非常に安定して動いているということで、これだけの規模のいろんな56業務の作業、業務を電算、いわゆるコンピューターによって行われているということで、素晴らしいことだと思っています。ただ、これこの間から私何度もお伝えしているんですけども、減少していく人口、人口減っていております。1人当たりの単価としては妥当なんだろうかなと思うところが、非常にあります。

ですので、次の質問になっていくんですけども、今後のシステム運用方法及び予算はどうなるのかということ。人口は減少していく、また電算にかかるお金は変わっていないのではないか、かといって増えているのではないかなと思われたりするところがございます。ですのでその辺、ちょっと2番の質問になるんですけども、今後のシステム運用方法及び予算はどうなるのかということについても伺いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 小笠原議員の2番目の質問にお答えいたします。

令和6年度につきましては現運用と変更はなく、総務課管理の当初予算で7,600万円ほどを計上しております。令和7年12月8日より標準化共通システムの運用開始を予定しており、令和6年度もそれに向けた準備を進めていかなければなりません。使用するシステムは、現契約ベンダーであるRKKCSの総合行政システムになります。移行までの導入費用につきましては、国の補助金が増額されることから、一般財源の持ち出しはないと考えています。現時点での予算が、約6,600万円ほどになる見込みであります。ランニングコストにつきましても、共通の基準、また手順に基づく設計構築によって効率化が図られていることから、システム開発費や運

用保守費、システム改修費のコスト削減が期待されているところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4 番、小笠原将太郎議員。

○議員（4 番 小笠原将太郎君） 将来にわたって経費の節減が予定されているということで、安心いたしました。

昔の昔になると、住民票にしる全て手書きというかコピーだったり、私が若い頃はまだ電算というのはなく、本当にちょっと大分待って、なんかコピーしたようなやつに印鑑が打っているようなやつが出てきたりとか、そういうのだったのが、今はもう本当に座って何分もしないうちに頂けて、それはやっぱり本当に恩恵に被っておりますし、国の行政システムも個人マイナンバーカード等そしてこの間、町民課の方から御説明を頂きましたけども、戸籍等がどこの自治体でも謄本化いただけるというような、もう便利な世の中が変わっていくので、そういう経費というのは必要不可欠なものだとは思われます。

ただ、ここちょっと別に業者さんをいじめているわけではなくて、単純に言うと、なぜ熊本なのって、県内の業者じゃなかったのかなというのは、ちょっと不思議に思うなって思うところでございます。先ほども言いましたように、実際五ヶ瀬町は熊本が商圈といいますか、県内の業者さんがここまでは参じることを考えたら、熊本から来ていただいたほうがはるかに近いですからね、そういういきさつもあつたんじゃないかなとは思いますが、ちょっと結構な金額ですので、宮崎県の業者さんではなぜなかったのかなと思ったりもいたします。

それでは、引き続き3番の質問になるんですけども、近隣自治体との連携など、ここでまた経費が出てあれなんですけど、経費の節減に取り組む考えはないのかということを御質問させていただきますが、その中でまた日之影と比べたら怒られるんですけども、先ほどと同じ平成27年の日之影の長期計画の中の一文に、民間データセンターに住民情報等の電算システムを集約し、ネットワークを通じ、複数自治体が共同運営する自治体クラウドシステムを本格稼働させ、費用及び業務での効率的な運用を図っていますということが平成27年の、そのときの10年計画に明記されております。ですので、大分昔の話になるんですけども、そういう考えがこれは間違いなしに日之影町の日之影町長期総合計画というやつに載っております。

ですので、私は何が言いたいかといいますと、先ほどの質問になるんですけども、そういう近隣自治体との連携を取っていくという考えはないのか、ガバメントクラウドという御説明もこの間聞いたんですけども、よくよく考えると、私どもが必要な住民票、それからいろんな証明書等は、ほぼ同じものが高千穂でも頂けるし、日之影でも頂けてると思うんですよね。ただ、参加している自治体が違うということでそれぞれの税率が違ったり、いろんなものが違ってきたりはするんでしょうけども、フォーマットというか頂けるものは大きな大差はないので、そういうとこ

ろを取りまとめることによって経費の節減ができて、それをよく町民の方から聞く、役場に行っているいろんなことをお願いしたら予算がないのと言われるって、それを少しでも解消できたらなと思っております。その辺について、すみませんちょっと長くなっちゃって、近隣自治体との連携などの経費の節減について、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 小笠原議員の3番目の質問にお答えします。

システムの連携につきましては、各市町村とも契約しているベンダーが異なるため、現時点では考えておりません。今後、先ほどから言いました標準化共通システムの運用開始に伴いまして、連携可能な分野も出てくる可能性もあると思っています。現在、基幹系業務システム、住基台帳とか税情報なんですけど、データの保管につきましては、R K K C S のデータセンターにクラウドを接続することで経費の節減を行っております。また、それとその他のほかの経費節減としまして、カラー印刷の制限とか、機器の更新について状態を見極めながら再リースを行うなどして、できる限りの経費節減には努めているところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 今後も経費の節減等に努めていただきまして、余ったお金を住民サービスのほうに、それから人口が減っておりますので1人当たりの単価等も考えていただいて、できるだけ経費の節減に努めていただきたいと思います。

だんだん時間がなくなってまいりますので、最後の質問に移らせていただきます。

五ヶ瀬町の貴重な財産の一つである水資源の保全について、その1つ目の質問、水資源の源である山林を保全するために、町として売買に関する条例を定めてはどうか、これについてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。3点目の水資源についての御質問でございますが、いわゆる取引を規制するというか、届出をさせるというようなことにつきましては、既に県のほうに条例がございます、森林の取引の場合には県のほうに届け出よというようなことになっておりますので、それ以外で、町のほうでそれに上乘せするような条例というのは、基本的には考えがたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） こちら、いわゆる宮崎県水資源地域保全条例という、届出が必要というのがございます。ここで、外国の方といたらあれですけども、いろんな土地が、日本

の国土が外国籍の方に買われているというのは、テレビ等で御存じになられたかと思うんですけども、我が宮崎県の都城市の山林700ヘクタールが、外国人であろうと思われる方に購入されたという事実があることは、町長は御存じでしょうか、そのことをちょっと御確認したいんですが。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 都城に限らずいろんなところでそういう問題があって、県としてもそういったことに歯止めをかけたいという思いがあるのかなと、我々もそういう思いでございます。以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） これ、令和4年11月24日に、宮崎県の県議会議員である山下博三議員、これは都城選出の当選回数5回目のベテランの議員でございますが、こちらが質問されております、県議会で。要するにそういう条例があるにもかかわらず、届出がなされていないという取引がされたということを言われております。ただ、その届出っていうのが、多分これ僕ずっと読んでみたんですけども、使用目的等が書かれていない状態で売買がされてたのじゃないかなと思います。そこで、この県議、山下博三議員が言われてたのは、そういうことがないように県としてもやってもらわないと困ると。ちなみにこれMR Tでも取り上げられまして、北海道を除いた国内で一番大きい土地じゃないかということです。

実際、外国の方ということではございますけども、要するに正体不明、どこにいるのか分からないような、連絡しても電話が通じない、登記されている場所も点々と変わるというような人が用地を取得している、それも結構広大な広さらしいですね。ですので、そういうことがないように、五ヶ瀬町も条例ではないんですけども気をつけていただいて、県が条例をやっているからといって、それで全てが守られるというわけではないということが、この都城市の実例で分かることだと思いますので、条例という表現は適合しないかもしれませんが、町としての役目、町民の財産、町民のとかこの町の財産である山林、水資源の源である山林を守る役目として、どのように、これちょっと2番の質問に移るんですけども、推進するにはどのようなことができるのでしょうかということをちょっとお聞かせください。お願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。県全体、いろんな取組をされているものの補強を町のほうでということで、仕組み的にはなかなか難しい話で、ほかにも例えば、土地の取引の1ヘクタール以上は届けるように昔からなっています。さらには、森林の取引も届けるようになってございます。そういう入り口が町のほうで受け付けるようになっていきますので、そういったものを含めて怪しいものは、やはり小さい町だと担当職員とか周りの者が気をつけていればある程度、完全と

は言いませんが、そういった敷居づけを持ってやれるのかなというふうに思います。さらには全体で取り組むべき、抜け穴にならないようなことにつきましては、県とともに、現場の声を現場の状況も含めて県と手を出していくということは、やぶさかでないと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） ぜひ、そのようなことがないようにしていただきたいと思うんですが、これ繰り返しになって申し訳ないんですけども、都城の山下博三議員、これは場所が安久町というところで、鹿児島県との県境にある場所になるということで、MR Tでもやはり取り上げられましたし、ネット上ですけども文春のホームページにも載っております。このことに対して、県の議事録を私ちょっと見てるんですけども、これらの法令では、外国資本による林地の買収を規制することは難しいということ、実際は。ですので、また地元住民をはじめ、行政当局にも全く把握されていませんということを言われております。

ですので、今、町長言われましたように、五ヶ瀬町は非常に狭い、いろんなところに住民の方たちが住んでいらっしゃると思いますので、そういう情報が入ると思いますので、ぜひその情報を的確につかんでいただいて、そういうことが起こらないように、起こってしまった後だともう後の祭りといいますか、遅いと思われまして、そういうことがないように地域の保全に力を入れていただきたいと思います。

そして、私からの一つのあれなんですけども、五ヶ瀬町は本当に水がきれいな場所でございます。ですので、保全活動を行ったり、推進していくべきだと思われまして、何か町長、そういうことで五ヶ瀬町がそういうこと、水資源を売り込んでいるよってというのは何か行われているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけど。妙見神水の水をああやってY・Gテックさんが売ったりとかもされておりますけど、何かその水関係のことで、五ヶ瀬町は力を入れているよっていうようなことが何かあったら、お聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） どのような活動をやっているかというのは、議員も全て御理解の話だろうと思いますが、今言われたY・Gテックさんが水を活用されたりとか、地域の棚田で水が活用されたりとかあります。さらには、これまで五ヶ瀬町早い時期から合併浄化槽に取り組んできて、当時随分と川が汚れた時期があって、それから河川浄化というところに重きを置いてやってきたという自負はあると思います。さらには、漁協の方々が川をきれいにして、魚釣り大会とかいろいろなことをやられているということで、それぞれが川に親しむという活動をやられながら、これまで来ているのかなと思っています。さらには、森林保全ということで、川の源であるところをきちんと再生林をしてということ、今取り組んでいるということかなと思います。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4 番、小笠原将太郎議員。

○議員（4 番 小笠原将太郎君） 本当にこの五ヶ瀬町は水がきれい、住んでいる方もきれいだし、心が美しくて、食べる物もおいしいし、やっぱりその源になっているのがこの大自然だと思います。豊かな大自然があるこそこの五ヶ瀬町だと思いますので、この豊かな五ヶ瀬の美しい自然を後輩たちといいますか、後に育っていく子供たちに残すように守っていただく、都城市のようなことが起きないとも限りませんので、ぜひその辺は気をつけていただいて、行っていただきたいなと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 成志君） これで、小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

○議長（佐藤 成志君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、3月6日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後1時39分散会

3 目 目

令和6年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第 3 日)
令和6年3月6日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第23号
令和6年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 2. 議案第24号
令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3. 議案第25号
令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4. 議案第26号
令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 5. 議案第27号
令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 6. 議案第28号
令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
- 日程第 7. 発議第1号
予算審査特別委員会の設置について

○ 出席議員（９名）

1 番 本 田 俊 徳 議員	2 番 矢 野 宏 議員
3 番 甲 斐 義 則 議員	4 番 小笠原 将太郎 議員
5 番 田 中 春 男 議員	6 番 太 田 保 義 議員
7 番 渡 邊 孝 議員	8 番 甲 斐 政 國 議員
9 番 佐 藤 成 志 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第 121 条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘
監 査 委 員 後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 濱川 哲一	農 林 課 長 増永 稔
総 務 課 長 田原 昭生	建 設 課 長 廣本 憲史
企 画 課 長 北島 隆二	会 計 室 長 後藤 重喜
教 育 次 長 菊池 光一郎	福 祉 課 長 武内 秀元
病 院 事 務 長 奥村 和平	

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 齊家 晃 書 記 那須 香織

午前10時00分開議

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（佐藤 成志君） ただいまから本日の会議を開きます。

御報告します。本日、渡木秀明教育長より欠席届が提出されております。

日程第1. 議案第23号

日程第2. 議案第24号

日程第3. 議案第25号

日程第4. 議案第26号

日程第5. 議案第27号

日程第6. 議案第28号

○議長（佐藤 成志君） お諮りします。日程第1、議案第23号令和6年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第6、議案第28号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第23号から、日程第6、議案第28号までの6件は、これを一括議題としたいと思います。

本6件については、去る3月1日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 渡邊です。議案第23号令和6年度五ヶ瀬町一般会計予算から御質問をさせていただきます。

送信しますが、タブレットで送信しましたが、行きませんね。議案書の80ページになります。この中段から下の土木費の中の住宅費。これ、通常であれば、住宅を建設、工事する場合には、ここに工事費として記載されるのかなと思うんですが、別のところで予算化されているのかもしれないんですけど、令和4年度、令和5年度がここで予算化されていました。されていない理由の御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 渡邊議員の御質問にお答えします。

令和5年度で、今、総務課管轄で1棟、それとあと、農林課管轄で1棟建てています。企画のほうでも今リフォームがあっていて、その分が今年度中に出来上がりませんので、繰り越すとい

うことで、新年度予算には住宅のほうの建設の予算は上げておりませんが、企画の部分については、リフォームのほう進めているんですけど、まだ今から総務課の分と農林課の分を発注しますので、その分が出来上がるという見込みで、今年度は新規住宅の予算は計上しておりません。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 渡邊です。昨年度も予算化は1,300万円だったですかね、されましたけども、結局は実施がさっき言われたように、持ち越しているということでもあります。昨日の一般質問のほうでも出ましたが、やはり若者が移住・定住、また残っていただくためには、非常に住宅環境の整備というのは、僕は大事なことだと思います。積極的に進めていただきたいと思います。御存じのとおり、23年ぶりだったですかね、銀世界住宅を建てていただきまして、山都町に出ていた若い人が来てくれましたので、非常にうれしかったです。非常に熱意を持って、今後進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。渡邊議員の御意見に、また御質問にお答えいたします。

繰り越したのは、補正のときにも御説明申し上げましたが、広木野ののり面の造成の関係で、そこを吹きつけしないとできないということで、その造成工事がやっと完了しましたので、発注のほうが遅れたということになります。そこに2棟を建てるということになりますから、今年度中に入札を行いまして、繰り越して令和6年度に完成ということになると思いますので、そういった形でちょっと遅れたということになっております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 議員の皆様には言うておきます。今日については、予算についての総括質疑ですので、予算に関連したこと、意見等は述べないようにお願いします。

ほかにありませんか。5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 令和6年度一般会計予算について質問いたします。ページ数が75ページ。これの観光費の中で、ごかせ観光協会運営補助金520万円と上がっています。令和4年度、5年度については、700万円補助をされていますけど、今回、この520万円になったという理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

昨年度700万円、今年520万円の計上ではありますが、観光協会の業績といたしますか、520万円でノー補助で回るということをお聞きしておりますので、その予算で計上していると

ころであります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。2番、矢野宏議員。

○議員（2番 矢野 宏君） 議案第23号の一般会計予算の件でありますけれども、地籍調査の予算等がちょっと載っていないみたいなんですけれども、これについてどうなっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 成志君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。矢野議員の御質問にお答えします。

地籍調査事業につきましては、今年度、国が加速化対策の補正予算ということで、6年度事業費分の要望の取りまとめが県からあって、12月に、五ヶ瀬町の分も要望しまして、一般会計補正予算の中の5ページに繰越明許費というのがあるんですけども、その中の農林水産業の農業費の中に、地籍調査事業1億614万9,000円が入っております。これは、内訳については、23ページのほうにあるんですけども、この分が丸々6年度に繰り越して事業を行うことになります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 2番、矢野宏議員。

○議員（2番 矢野 宏君） 分かりましたが、今年の調査対象区域等もう決まっていると思うんですが、そこを教えていただきたいというのと、あと何年ぐらいの計画で全部完了するかというところまで教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 成志君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。今の御質問ですが、今、10か年計画でずっと動いていまして、6年度調査は、字の、日平谷、荒谷、上大平の3つになります。今の計画でいくと、令和11年度で調査が完了する予定であります。

以上です。

○議員（2番 矢野 宏君） 分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。3番、甲斐義則議員。

○議員（3番 甲斐 義則君） 議案第23号の五ヶ瀬町一般会計予算書の74ページであります。商工振興費の第三セクター運営資金補助金が、令和5年度、令和4年度では4,000万円だったのが5,000万になっておりますが、これは昨日、町長から説明がありましたスキー誘客促進対策補助が入っているから、5,000万になったのですかね。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、誘客促進補助金の１，０００万円を含んでおります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ３番、甲斐義則議員。

○議員（３番 甲斐 義則君） その誘客促進対策補助というのは、こういった内容でしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

PRとかテレビ、コマーシャル、ポスター、そこ辺りを強化して取り組もうと思っております。

以上です。

○議員（３番 甲斐 義則君） 分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。８番、甲斐政國議員。

○議員（８番 甲斐 政國君） ８番、甲斐政國です。議案第２３号の令和６年度一般会計予算の５０ページになります。

この中で、老人福祉費の中で、昨年からすると１，０００万円が増えているというところも少し気になるんですけども、これがどういったものかということと、もう一つは、eスポーツ事業ということで、このeスポーツはよく聞くものなんですけれども、何か我々からすると若者向けかなという感じがあったんですが、老人福祉費での事業ということでございます。どういった事業内容かというのも含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。最初の御質問が聞き取れなかったです。すみません。

○議員（８番 甲斐 政國君） 本年度の予算が昨年からしますと、１，０９３万８，０００円ということで大幅に増えております。これがどういった内容かということと、eスポーツということでございます。

○議長（佐藤 成志君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。恐らく福祉課所管の予算としては、そんなに変わっていないと思うんですけど、町民課のほうの後期高齢者医療が、５１ページのほうの負担金補助及び交付金のところに入ってきております。この関係で増えているというふうに思っております。

それから、eスポーツは新規事業として考えておりますが、これは高齢者向けということです。今まで男性が居場所の参加が少なかったということで、できるだけ男性に来ていただくために何かいい方法がないかということで、いろいろ検討して、先進事例とかで熊本県の美里町に視察に昨年担当が行っておりまして、そこはかなり進んでおるんですが、まずは体験会ということで、介護予防の事業として、年３回ほどなんですけど、簡易なゲームソフトを使用してということで、体験会を実施する予算を組んでおります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8 番、甲斐政國議員。

○議員（8 番 甲斐 政國君） 今年度の予算が増えたのが、後期高齢者の広域医療の負担金が増えたということなんですね。分かりました。それについては了解しました。

また、e スポーツにつきましても、確かに居場所とかに行くと、女性の方が多くて男性の方はいらっしゃらないということで、こういったゲーム感覚でできるようなことがあれば、また男性の参加も増えるというふうに思いますので、新規事業ということでございますので、しっかり御対応いただければありがたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。4 番、小笠原将太郎議員。

○議員（4 番 小笠原将太郎君） 議案第 23 号、予算のページでいきますと、30 ページ。町長交際費というのが 80 万円ということなんですけども、金額は問題ないと思うんですが、もうこれで足りていらっしゃるのかということと、副町長の交際費等は、こういうところには上がってこないのでしょうか。町長の交際費の主な支出先といいますか、国なり県なりと思われるんですが、その辺をお聞きしたいと思います。

もう一回、質問をやり直します。十分足りているのかな。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。交際費についての御質問ですが、基本的にはこの金額で例年やらせていただいております。中身は、町がお付き合いして、町のためになるようなことについて、頑張っている子供たちの応援とか、いろんなものにに使わせていただいているところでございます。お土産とか、いろんなものを、通常言われる交際費。さらにはそれについては、交際費支出基準というのが決めてありまして、それにのっとってやっているということです。副町長の分もそちらのほうで、町としての交際費という部分での捉え方で、支出をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4 番、小笠原将太郎議員。

○議員（4 番 小笠原将太郎君） 町長は、よく言われるトップダウン、トップセールス、前町長は使われておりましたけども、トップセールスという形で動いていただいて、それに係る交際費、これは町のために、発展に非常に必要な金額だと思いますので、例年ということではなく、今後また増えるといけば……すみません、失礼いたしました。

○議長（佐藤 成志君） すみません、もう一度皆さん議員に言います。意見ではありません。質問をお願いします。ほかにありませんか。8 番、甲斐政國議員。

○議員（8 番 甲斐 政國君） 議案第 23 号令和 6 年度一般会計予算の 83 ページになります。

これは教育費のところで事務局費として、これも昨年からすると1,500万円ぐらい予算が上がっているわけなんですけれども、こういったところに使われるのかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 成志君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年から予算が上がっている分につきましては、学校の施設計画等の見直し等の予算が上がっている分もありますし、外国語指導助手の委託料等も含まれているのと思われますけれども、詳細につきましては、特別委員会のほうで御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員（8番 甲斐 政國君） 分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。1番、本田俊徳議員。

○議員（1番 本田 俊徳君） 本田です。令和6年度一般会計予算の中で、ページでいきますと49ページ。

この中で、節に扶助費というのがありますが、この中の行路人扶助費という項目があります。この支払実績というものはあるのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。本田議員の御質問にお答えいたします。

大分前には全くないわけじゃないと思うんですが、ここ数年はありません。たまに、その辺、通られる場合があるんですけど、やっぱり交通費として支給するようになっているんですけど、それ以外に使われる可能性もあったりするので、そういった場合は支払わないようにはしております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 1番、本田俊徳議員。

○議員（1番 本田 俊徳君） 私も一応自分なりに調べたんですけど、内容的には支払い内容、今言われたのは分かりました。参考までにですけど、行路人というのは大体あまり使わなくて、行旅人というのが正しいというようなこともちょっと調べましたので、一応参考までにお伝えしておきます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。6番、太田保義議員。

○議員（6番 太田 保義君） 太田です。議案第23号の9ページですけど、固定資産税1,500万円減額、簡単明瞭、これはこういった状況なのか教えてください。

○議長（佐藤 成志君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。太田議員の御質問にお答えします。

固定資産税については、令和6年度が評価替えの年に当たっていきまして、家屋評価が3年ごとの経年で落ちていきますので、その分と減価償却費が毎年落ちていきますので、その分で減額されております。

以上です。

○議員（6番 太田 保義君） 分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 渡邊です。発信がちょっと調子が悪くて申し訳ありません。行きましたかね。すみません。議案第23号の令和6年度五ヶ瀬町一般会計の25ページですね。この中に、当然、見て分かると思うんですが、商工費、これは地方債にもなるのかなと思うんですが、倍ぐらいに上がっている理由と、どちらに借入れが、相手先がどこにあるのか、それと、金利等が発生するんだろーと思います、その金利等の数字とかが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

商工債、1点はスキー場のリフト整備、これは県資金といいまして、県から借り入れるもので無利子、10年返しになっております。あと、向坂山森林公園整備事業債の中、いこいの家とかパーキング、スキーセンターの改修費で1,280万円、過疎債を予定しております。また、第三セクター運営事業債は、過疎のソフトで、ワイナリーとハイランドの運営資金へ充当しております。あと、温泉整備施設債では、源泉ポンプの予備を購入する予定で、これも過疎債を予定しております。金利については、現段階ではちょっとはつきりしておりませんが、金利までは過疎債にはかかるとは思いますけど、県資金については無利子となっております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 渡邊です。いこいの家の改修ということを言われましたが、たしか2年ほど前に一回予算化されて、私の記憶が正しければ、台風災害によってできなかったのも、今回またやるということでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、2年前に発注までかけたんですが、その後の台風14号で工事ができなくて、今回また新たに再度上げるものであります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 議案第25号になります。令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算のところで、16ページになりますけれども、直営診療施設勘定繰出金ということで、これが3,900万円ほど上がってございます。これが摘要欄を見ますと、国民健康保険病院事業会計負担金というふうになっておりますけれども、令和6年度からは国民健康保険病院は存在しないんじゃないかというふうに思っておりますが、どういった関係でしょうか。お伺いします。

○議長（佐藤 成志君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。議員がおっしゃるとおりなんですけども、この直営施設は変わりなくて、国保病院の。今までどおり病院が施設整備とか、そういった部分は補助金として国保のほうに入ってきて、こちらの特別会計から、国保の会計から病院のほうに繰り出すことになっております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 我々の考え方からすれば、病院全ても、今度たしか病院というのはなくなっていると思います。議案に上がっていたと思うんですけれども、そういうことでなくなるといって、町がいろいろ新たに負担金を出すことはないんじゃないかなと思っています。逆に、広域のほうに2億7,000万円ぐらいですか、そういう負担金を出すにもかかわらず、こちらの施設整備のために数千万円、3,000万円、4,000万円近く金を出すというのはいいかなものかというふうに思うんですけど、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） これは町の持ち出し分はなくて、補助金の受皿として国保のほうに入ってきて、それをそのまま病院のほうに支出するという流れのものであります。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） じゃ、いわゆる国民健康保険病院というのは、存在しないにもかかわらず補助金が出てくるということなんですか。

○議長（佐藤 成志君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 病院事務長です。甲斐政國議員の御質問にお答えいたします。

国民保健事業というものが存在しないとおっしゃっておりますけども、今回4月からは病院事業を一部事務組合に移管して、そちらで病院を運営していく。そこに対する国保からの補助金の流れに関しましては、今、町民課長が申し上げたとおり、町を経由して一部事務組合の病院事業のほうに補助金が交付されるという流れになります。

それでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 8 番、甲斐政國議員。

○議員（8 番 甲斐 政國君） そうしますと、町が出す、いわゆる2億7,000万円ぐらいの負担金というところには、該当しない項目であるということなんですか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 多分少しこんがらがっているかなと思うんですが、今までも県の補助金を国保がもらって、それから例えば医療機材とか買うのに、県から補助金を国保がもらって流していくという流れは、そのまま残るということであって、町のものでいろいろ何かをやるということでは、基本的にはないんです。県の補助金の枠があって、その枠を病院が何か買うということ、国保のほうを通して補助金をもらっていくという流れですね。

○議長（佐藤 成志君） 8 番、甲斐政國議員。

○議員（8 番 甲斐 政國君） 確認です。一応この3,400万円というのは……3,900万円か、これは町の持ち出しではなくて補助金であるということですね。それを、入ったやつをそのまま、ここには国民健康保険病院と書いてありますけれども、実際これが広域行政事務組合のほうに行くんじゃないかなと思うんですが、国民健康保険病院というのはもうないわけでしょう。あるんですかね。

○議長（佐藤 成志君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 病院事務長です。ただいまの質問にお答えいたします。

そちらの病院事業というものは、国民健康保険の直営診療施設という位置づけで設置されているものですので、それはそのまま今後も存在するという御認識をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 8 番、甲斐政國議員。

○議員（8 番 甲斐 政國君） 分かりました。施設そのものが存在するという事で、いわゆる補助金として流れてくるものをそのまま病院のほうに行くということで、町の持ち出しではないということでもいいですね。町は行政組合に2億数千万円のお金を負担するという事で、これは3町それぞれにあるということですね、このことですね。分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにないですか。4 番、小笠原将太郎議員。

○議員（4 番 小笠原将太郎君） 議案第23号でございますね。総務費で、ページは36ページになります。委託料の中でDX推進委託料というのがございますが、その内容についてお聞かせください。お願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 小笠原議員の御質問にお答えします。

委託料の387万8,000円ですかね。これの内訳としましては、標準化、共通化に係る事

業委託料とBPR業務改善研修委託料とBPR推進委託料が含まれております。合計で387万8,000円ということになります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 支払先は熊本の業者さんということですのでよろしいでしょうか、委託先。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 小笠原議員の御質問にお答えします。

支払先を確認しておりませんので、今日、午後から予算審査の中、特別委員会の中で御報告いたします。

○議長（佐藤 成志君） 4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 議案第23号令和6年度一般会計補正予算の73ページです。この中の特産品研究開発業務支援委託料3,000万円上がっていますが、この詳細について説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

この3,000万円につきましては、議員の皆様の御理解も願っていると思うんですが、返礼品の開発等々の委託をするというようなブランディング支援だったり、特産品、返礼品の開発支援事業です。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 5番、田中春男議員。

○議員（5番 田中 春男君） 3,000万円という大金でございますので、今後、また、効果について検証されていかれることを希望します。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 渡邊です。議案第23号令和6年度の一般会計の92ページです。社会教育費、総務費の一番上になります。報酬ということで237万8,000円、会計年度職員の報酬ということですが、この仕事の内容を教えてください。

○議長（佐藤 成志君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。ただいまの質問にお答えいたします。

この会計年度職員の報酬につきましては、図書業務を考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 7 番、渡邊孝議員。

○議員（7 番 渡邊 孝君） 図書業務ですね。通称いうKITORASU号の関係ということで、御理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 図書業務を中心に、社会教育のほうの会計年度職員ということで考えておりますので、具体的な、これまで培ってきた業務を含めての業務を考えております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 7 番、渡邊孝議員。

○議員（7 番 渡邊 孝君） 分かりました。ちなみに人数は1名でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにないでしょうか。2 番、矢野宏議員。

○議員（2 番 矢野 宏君） 議案第23号一般会計予算の歳出の部分ですけれども、総務費ですね。ページは41ページになります。節は18番の負担金補助及び交付金なんですけれども、これは宮交バスの運行経費の補助だと思うんですが、820万9,000円ですかね。これは昨年の10月の議会で補正を組んで、935万円程度になっていると思うんですけども、これは高千穂と負担をされていると思うんですが、その負担の割合ですね。これについてちょっと聞きたいのと、この額については年々どうなっているんですか、やっぱり増えていっているのかなというところで、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 成志君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。矢野議員の御質問にお答えいたします。

準生活路線・定期路線バス運行経費補助金なんですけど、高千穂町との負担で、申合せで高千穂町が20万円を支払うということで、五ヶ瀬がその残りを支払うことになっております。御指摘のとおり、高千穂バスセンターから現町立病院間の乗車数が少なくて、その赤字分の補填というようなことで、年々増加傾向にはあります。今回、前年度ベースで普通補正を組んだところも合わせての計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 2 番、矢野宏議員。

○議員（2 番 矢野 宏君） 内容については承知をいたしましたところですが、高千穂高校の存在を残すためにはやっぱり必要なことだろうとは思いますが、いずれにしても、どこかで区切りがついていくのかな。例えば、コミュバス等を高千穂と一緒に走らせるという感じになる

のかなとは思いますが、その点、町長の考えとしてはどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） すみません。答えてから……総括質疑とか……すみません。まずは町長。

○町長（小迫 幸弘君） 今、企画課長が説明したとおりです。なかなか乗客も少なく、赤字補填分も徐々に上がってきて倍額に、昔に比べてなっているのかなと思います。コミュバスをうまく走らせるということも手だとは思いますが、今のところまだ、あそこまでのお話は行っていないところです。さらには、昔はもう少し分担が違ったんですが、今のような分担になってからどうでしょうか、10年近くになるのかなと思います。高千穂側はコミュバスをずっと手前まで走らせているという言い分がありますので、そこのところと町が違うので、いろいろな考え方があるので、本当はコミュバスでつないでいくという手もあるんでしょう。この点については、県のほうでもそういった対策会議とか持っていますので、トータルでいろいろ議論することになるのかなと思っています。いずれにしても高千穂高校があるので、きちんと残さないかん、残す方法としてというのが今からになるかなと思います。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 2番、矢野宏議員。

○議員（2番 矢野 宏君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 今の件なんですけれども、その路線バスを走らせていると800万円くらいを出しているということなんです、乗車をする人も少ないということで、高千穂高校の生徒のためというような話もありますけれども、実際必要だと思われませんか、町長。

○議長（佐藤 成志君） どうしますか、行きましょう。

○議員（8番 甲斐 政國君） 予算についてだからいいと思いますよ。必要な予算かどうかというのを聞いているわけですから。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） まだはっきりはしないんですけど、五ヶ瀬中学校から今のところ6人くらい、また今年は高千穂高校に行くということもございます。高校生のためにというのは、考えの中には当然そのこともきちんとカバーせないかんということもありますが、一般の方もこれをなくせばなかなか不便になるということもありますので、今現在、必要か必要でないかと言えば、必要だということで予算組みをさせていただいているところです。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國君。

○議員（8番 甲斐 政國君） 必要だから予算組みをされているということですけども、予算審査の中で、これちょっと少ししっかりやらなければならないのかなというふうに思います。た

だ、今、スクールバスとのバスの兼ね合いがあって、スクールバスで降りてきても、そのバスに乗って高千穂に行くと授業に間に合わないとか、何便出ているんですかね。朝は2便くらい出ているんですか。早朝、それからここ8時頃出るやつとその前にあるんですかね。どうなっていますかね、時間等は。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 細かい部分はまた資料を持ちながら御説明したり、意見をお聞きしたりというほうがいいのかと思います。

○議員（8番 甲斐 政國君） じゃあ、予算審査で聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 同じく、23号議案の一般会計予算の中のページは25ページ。渡邊孝議員が出された商工費の向坂山森林公園整備事業費、それから2,680万円、この中に昨日御説明いただいたモンベルフレンドエリア登録の費用は入っているのか、お聞きしたいんですが。（発言する者あり）

すみません。取り下げます。失礼しました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） それでは、質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

日程第7. 発議第1号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第7、発議第1号予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第23号から議案第28号までの6件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、本6件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。正副委員長についても、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、委員はお手元に配付しております名簿のとおりを選任することに決定しました。

正副委員長については、委員長に甲斐政國議員、副委員長に矢野宏議員の兩名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に甲斐政國議員、副委員長に矢野宏議員の兩名に決定しました。

予算審査特別委員会設置期間については、第1回定例会が閉会するまでとします。

予算審査特別委員会の委員長は、3月15日の本会議において、審査の結果の報告をお願いします。

_____・_____・_____

○議長（佐藤 成志君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、3月15日午後2時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。

午前10時47分散会

4 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第3号
特に重要な公の施設の廃止について
- 日程第 2. 議案第4号
行政財産の目的外使用料条例の制定について
- 日程第 3. 議案第5号
五ヶ瀬町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4. 議案第6号
五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5. 議案第8号
五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正について
- 日程第 6. 議案第9号
五ヶ瀬町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第 7. 議案第10号
五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8. 議案第11号
五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第12号
五ヶ瀬町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第13号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第15号
五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第16号
五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13. 議案第17号
令和5年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第14. 議案第18号
令和5年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15. 議案第19号
令和5年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16. 議案第20号
令和5年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17. 議案第21号
令和5年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18. 議案第22号
令和5年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 19. 議案第 23 号
令和 6 年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 20. 議案第 24 号
令和 6 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 21. 議案第 25 号
令和 6 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 22. 議案第 26 号
令和 6 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 23. 議案第 27 号
令和 6 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24. 議案第 28 号
令和 6 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
- 日程第 25. 議案第 29 号
向坂山森林公園の指定管理者の指定について
- 日程第 26. 議案第 30 号
G パーク宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27. 議案第 31 号
林産物等販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 28. 議案第 32 号
五ヶ瀬の里キャンプ村の指定管理者の指定について
- 日程第 29. 議案第 33 号
五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者の指定について
- 日程第 30. 議案第 34 号
五ヶ瀬町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 31. 議案第 35 号
夕日の里交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 32. 議案第 36 号
五ヶ瀬町共生型福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 33. 議案第 37 号
上ノ原地区多目的交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 34. 議案第 38 号
鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 35. 議案第 39 号
町道の認定及び廃止について
- 日程第 36. 議案第 40 号
西臼杵広域行政事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 37. 議案第 41 号
定住自立圏形成協定の一部変更について
- 日程第 38. 議案第 42 号
五ヶ瀬町副町長の選任同意について
- 日程第 39. 議案第 43 号
五ヶ瀬町教育長の選任同意について
- 日程第 40. 特別委員会委員長報告を求めることについて
(新庁舎建設調査検討特別委員会)
- 日程第 41. 発議第 2 号
議員派遣について
- 日程第 42. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（９名）

1 番 本 田 俊 徳 議員	2 番 矢 野 宏 議員
3 番 甲 斐 義 則 議員	4 番 小笠原 将太郎 議員
5 番 田 中 春 男 議員	6 番 太 田 保 義 議員
7 番 渡 邊 孝 議員	8 番 甲 斐 政 國 議員
9 番 佐 藤 成 志 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第 121 条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	濱川 哲一	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	後藤 重喜
教 育 次 長	菊池 光一郎	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	齊家 晃	書 記	那須 香織
--------	------	-----	-------

午後 1 時59分開議

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（佐藤 成志君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 3 号

○議長（佐藤 成志君） 初めに、日程第 1、議案第 3 号特に重要な公の施設の廃止についてを議題とします。

本件については、去る 3 月 1 日、提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 3 号特に重要な公の施設の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 4 号

日程第 3. 議案第 5 号

日程第 4. 議案第 6 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第 2、議案第 4 号行政財産の目的外使用料条例の制定についてから、日程第 4、議案第 6 号五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてまでの 3 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 2、議案第 4 号から日程第 4、議案第 6 号までの 3 件は、これを一括議題とします。

本 3 件については、去る 3 月 1 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本３件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第４号行政財産の目的外使用料条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号五ヶ瀬町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第８号

日程第６．議案第９号

日程第７．議案第１０号

日程第８．議案第１１号

日程第９．議案第１２号

日程第１０．議案第１３号

日程第１１．議案第１５号

日程第１２．議案第１６号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第５、議案第８号五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正についてから、日程第１２、議案第１６号五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正についてまでの８件を、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第8号から日程第12、議案第16号までの8件は、これを一括議題とします。

本8件については、去る3月1日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本8件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第8号五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号五ヶ瀬町空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号五ヶ瀬町特別会計設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号公の施設に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第17号

日程第14. 議案第18号

日程第15. 議案第19号

日程第16. 議案第20号

日程第17. 議案第21号

日程第18. 議案第22号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第13、議案第17号令和5年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第18、議案第22号令和5年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第17号から日程第18、議案第22号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件については、去る3月1日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 議案第17号になります。令和5年度五ヶ瀬町一般会計補正予算、児童措置費のところで、扶助費、児童手当が500万、大きく削減されておりますけれども、これはどうなっているのかということと、新たに五ヶ瀬町物価高騰給付金ということで子供加算分

等が３５０万、これ増額になっております。ここ辺の関係を少し教えていただきたいというふう
に思います。

○議長（佐藤 成志君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。甲斐政國議員の御質問にお答えいたします。

児童手当５００万の減額につきましては、出生とか転入を、年に３回か、その支払うごとに
５名ずつぐらい出生とか転入を見込んでいたんですけれども、それが思ったほど、見込みのほど
は増えなかったということと、例えば公務員の場合、役場だけじゃなくて教職員、そういった方
の出生である場合とかが、ここからの支出じゃないことになりますので、そういったことで、毎
年、大なり小なり減額が発生するんですけど、そういったことでの減額になります。

それから、その下の物価高騰の給付金、子供加算分ですけれども、これは５万円の非課税世帯
と均等割のみの世帯の子供の人数ということで７０名を予定しておりまして、５万円掛ける
７０名ということで３５０万増額です。

以上になります。

○議長（佐藤 成志君） ８番、甲斐政國議員。

○議員（８番 甲斐 政國君） まずは、特にこの関係はないということですね。ですから、今ま
で受給を受けとった人が受けられなくなったのではなくて、予定しとった人数よりも、そこまで至
らなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○福祉課長（武内 秀元君） はい。

○議員（８番 甲斐 政國君） 分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。７番、渡邊孝議員。

○議員（７番 渡邊 孝君） 渡邊です。同じく議案第１７号令和５年度五ヶ瀬町一般会計補正
予算（第６号）についてお伺いいたします。

歳入になると思いますが、予算書１２ページ、真ん中ほどに、不動産の売払い収入ということ
で２００万ほどあります。これの内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。渡邊議員の御質問にお答えします。

その他不動産売払い収入につきましては、Ｇパークの町有林の売払い収入になります。杉が
３４５本分とひのきが５９本分を売り払っております。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ７番、渡邊孝議員。

○議員（７番 渡邊 孝君） 理解しました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。ありませんか。７番、渡邊孝議員。

○議員（７番 渡邊 孝君） 渡邊です。同じく議案第１７号令和５年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第６号）についてお伺いをいたします。

保健衛生費、ページが２１ページになると思います。予防費の中の委託料、健診に係る委託料が２００万程度、２０５万５,０００円ですか、減額ということでありますけど、これは単なる接種患者の数が減ったということで、御理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

そうですね、予定していた人数よりは申込みが少なかったということになります。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ７番、渡邊孝議員。

○議員（７番 渡邊 孝君） はい、分かりました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本６件について討論を行います。討論される場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第１７号令和５年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第６号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）につい

ては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和5年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19．議案第23号

日程第20．議案第24号

日程第21．議案第25号

日程第22．議案第26号

日程第23．議案第27号

日程第24．議案第28号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第19、議案第23号令和6年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第24、議案第28号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第23号から日程第24、議案第28号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件については、去る3月6日、予算審査特別委員会に付託し、審査を行っておりますので、審査の結果について委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員会、甲斐政國委員長、御登壇願います。

○予算審査特別委員長（甲斐 政國君） 予算審査特別委員会委員長の甲斐政國です。

五ヶ瀬町議会会議規則第41条の規定により報告いたします。

3月6日の本会議において、本特別委員会に付託されました議案第23号令和6年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから議案第28号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの6件について、審査が終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

本議案を審査するに当たっては、3月6日から14日までの7日間、担当課ごとに審査を行い、14日に委員会採決・付帯意見の集約を行いました。

採決の結果、議案第23号から議案第28号の6件について、賛成多数で、意見を付して原案のとおり可決すべきであると決定しました。

以下、審査意見を述べ、委員長報告といたします。

審査意見。

令和6年度当初予算は55億4,700万となっている。歳入の36.06%が普通交付税、自主財源の税収入は5.12%となっており、依然、厳しい財政運営となっている。

歳出は、人件費の17.63%が最も多く、次いで災害復旧費の16.52%となっており、当初予算のうち10億円は、令和4年台風14号災、令和5年豪雨災害の復旧工事に係る費用である。町民は早期の復旧を望んでおり、その対応に期待する。

総務課所管事業について。

不動産売払い収入として1,000万円、町有林の売り払いが計画されている。自主財源の一つであるため、町有林の計画的な販売を望む。

住宅建設については、令和5年度からの繰越しがあるため、今年度の計画はないが、人口減少及び移住定住対策の観点からも計画的に進められたい。

消防備品で、軽四輪小型トラック積載車3台の購入費として2,250万円が計上されている。地理的な状況から意義ある判断であり、状況を鑑み、継続的に導入されたい。

企画課所管事業について。

国の動向を受け、1、人口減少対策と持続可能な社会づくり、2、DX、スキー場再開を含めた観光振興、経済対策及びふるさと応援基金の取組、3、地域活性化拠点エリア構想の実現の3つの柱を基に事業が展開されます。

林産物等販売施設改修実施計画策定業務委託料として558万8,000円が計上されている。これは、九州中央自動車道の開通を見据えた道の駅構想の前段となるもので、特産センターをリニューアルするものである。地域活性化の拠点ともなる施設である。慎重に進められたい。

準生活路線、定期路線バス運行経費補助金として820万9,000円が計上されている。宮崎交道路線バスの運行に伴う補助金であるが、1日当たり平均乗車人数は1.2人となっており、その効果は感じられない。五ヶ瀬 高千穂間の利用者の利便性を考慮した対策を講じるべきと考える。

コミュニティバス運行委託については、利用者の減少で空席のまま運行されている状況にある。高齢者は、自宅から目的地まで、目的地から自宅までのデマンドタクシー設置に期待を寄せており、今後、前向きな検討をお願いする。

森林公園事業費において、今季のスキー場再開に向けた経費、約7,000万円が計上されている。現に必要な額であるか思料されるところもあり、執行に当たっては納得のできる丁寧な説明を求めるものである。現在、向坂山森林公園再生検討委員会が設置されており、委員会の意見も参考にしながら、今後は夏場の活用も含めた対策を検討されるよう期待する。

また、観光施設管理費、ワイナリーの事務所増設工事338万8,000円においても、現状を見据え過大な投資とならないよう、協議の上、進められたい。

ふるさと応援寄附金において、3億円の寄附が見込まれている。自主財源の最たるものと考えらる。今後も積極的に進められたい。

町民課所管事業について。

町民税等の収入未済額は、現年分、滞納分共に減少傾向にはあるが、依然として1,300万円を超す滞納繰越額が発生している。納税の公平性、公正性の観点からも、引き続き未済額の解消に努められたい。

令和6年度において、国民健康保険税率の改正が行われる。混乱を招くことのないよう町民に分かりやすく説明し、納税に支障を来さないようお願いする。

福祉課所管事業について。

令和6年10月から、児童手当の対象が高校生まで拡大される。町の負担も発生するが、子育て世代にとってはありがたい改革と言える。

高齢者への配食サービス事業委託492万円。これは、70歳以上の一人暮らし、二人暮らし世帯を対象に、週5回の夕食の配食サービスと見守りをするものである。委託先との協議を進め、今後も継続されたい。

こども医療費について、令和5年度より、ゼロ歳から中学校卒業まで無償化されたところであるが、子育てを力強く支援する観点からも、高校生までの対象拡大を望む。

新規事業として、男性高齢者等が居場所で簡易的なゲームを楽しむeスポーツ推進事業に31万4,000円、保育所が一括しておむつを管理し、保護者の負担を軽減するおむつ負担軽減事業に83万2,000円、子育て支援センターで木造のジャングルジムも購入する木のおもちゃ購入事業に21万8,000円、子供の身体異常等に対応するため、1か月健診が法定化されたことに伴う生後1か月健診事業に183万8,000円などである。さらなる事業拡大に期待する。

福祉関係専門職員の不足が懸念されている。早急に対策を取られるようお願いする。

「このまちで いつまでも 自分らしく」を基本理念とし、第9期介護保険事業計画が策定されました。介護保険料は国の制度改正により、これまでの第9段階から第13段階になり、高所得者に対する負担増となった。本町の介護保険料は、介護認定率が低く、介護給付費が予測した

額より低く推移していることから、現行の基準額4,980円から4,600円に引き下げることにした。このことは、元気な高齢者が多いという裏づけであり、今後も介護予防事業等によって健康寿命の延伸を図っていただきたい。

農林課所管事業について。

森林環境譲与税6,212万円を財源として、森林事業の活性化、森林整備、林業従事者の育成及び待遇改善等を目的とした事業に活用される。有意義な事業の推進に努められたい。

五ヶ瀬町新規就農者育成総合対策事業補助金においては375万円が計上されている。新規に農業を志す人にとっては貴重な制度と言える。町の農業振興発展が期待される。

鳥獣被害対策費として、防護柵の設置や捕獲活動の助成などに3,300万円が計上されている。個体の捕獲が被害対策の最たるものとする。継続した支援をお願いする。

子牛価格の下落で、繁殖農家は厳しい経営を余儀なくされている。これまでどおり畜産関係の補助金は計上されているが、今後さらなる補助率のアップの検討を望む。

新規事業として、下刈り従事者支援事業補助金180万円が計上されている。厳しい条件の中で作業に当たる従事者の一助となることを期待する。

中山間地域等直接支払交付金制度が令和6年度で期限を迎える。中山間地域の農業を守る住民にとっては、なくてはならない制度である。引き続き継続されるよう、関係機関への要望に努められたい。

ドローンによる病虫害防除は、高齢者対策、労働力の省力化へとつながる。スマート農業への取組を推進するため、免許取得経費の助成及び機器購入の助成を前向きに検討されたい。

令和4年台風14号災害、令和5年豪雨災害については、手つかずの現場が数多く見受けられる。激甚災害指定に伴う期限があると思われるため、早期完成に努められたい。

建設課所管事業について。

令和4年度、令和5年度の繰越し分をはじめ、令和6年度も多くの工事が計画されている。期限内に事業が完了するよう努められたい。

九州中央自動車道において、五ヶ瀬町に関係する路線は全て着工となっており、早期開通が望まれる。高速道路対策係を創設し、町の本気度がうかがえる。今後も力強い要望活動と町を挙げた取組に期待する。

草刈り清掃業務委託料として420万円が計上されている。開始時と比較し、状況も大きく変化している。事業費の見直しの時期にあると思われる。

水道料金の改定が計画されている。町民に対して丁寧な説明を行い、混乱を生じないよう対処されたい。

会計室について。

基金運用収入として412万4,000円が計上されている。リスクもあるが、基金の有効活用に努められたい。

議会事務局について。

議会がタブレットを導入してから5年が経過し、更新の時期が来ていることから、令和7年度以降、早急に対処されたい。

教育委員会所管事業について。

給食の在り方検討会については、学校給食の将来を見据えて十分に協議を行い、調理職員の確保を行うとともに、児童生徒、保護者に対し、不安を感じさせない対応をお願いする。

学校や教職員住宅において、要望に対して十分な対応ができていないと感じる。町の将来を担う児童生徒の教育に関する施設である。きめ細かな対応が必要と考える。

令和9年秋に開催される国民スポーツ祭に向けて設立される国スポ大会準備委員会においては十分な検討協議を行い、成功に向けた対応に期待する。

未来への翼、児童生徒海外派遣事業については、小さい頃から海外の異文化に触れることは、発想力や創造性が豊かになることや、差別や偏見をなくし、国際的な視野が広がることが期待される。将来、グローバル社会で活躍するためには大変重要な事業と考える。児童数が少ない町だからこそできる事業なので、再開されることを期待する。

最後に、町財政の大変厳しい中ではありますが、慎重な上にも適切に予算執行に努めていただきますようお願いいたします。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

○議長（佐藤 成志君） これで予算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告の質疑については、全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。

これから、本6件について討論を行います。討論される場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

まずは、原案に反対者の発言を許します。4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 議案第23号令和6年度一般会計予算——ページでいきますと74ページのところになります。もう一度申しますね——一般会計予算について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

今、委員長のほうから御説明がありまして、この予算は町民の生活を支え、新規の事業も盛り

込まれて非常にすばらしい予算だと思うんですけども、私は3つの点でどうしても納得ができませんので、反対討論をさせていただきます。

まず第1点目、商工振興費、第三セクター運営経費補助金の中のスキー場誘客促進特別枠というのがございます。これが1,000万円ということで上がっていると思うんですけども、これについて非常に疑問に思い、反対討論を行わせていただきます。

この誘客をしてもらう業者さんというのは、以前もスキー場の誘客促進を行われたと聞いております。その費用対効果が十分にあったのかどうかということが非常に疑問を持っております。もし仮に一定の効果があつたとしても、誘客数の増加というには大きく貢献したとは思われておりません。

今回、2シーズンのブランクを経て、スキー場を再オープンする予定でございます。ですので、非常に重要なタイミングでございますので、福岡、熊本、宮崎、そのエリア、地元強い、そちらに有効的な誘客活動を行うことが、僕は非常に大切ではないかなと思っております。ですので、地元のテレビ局や地元の広告代理店、そういうところを使っただいて、お互いに意見の交換がしやすい状況の中、誘客活動を進めるべきだと思い、反対討論とさせていただきます。

2つ目でございます。これは商工費の中の観光費、その中の手数料というところで、これは委員会の中で御説明いただいたんですけども、モンベルフレンドエリア登録料として92万4,000円というのがあるということで御説明を受けております。これは調べましたところ、全国に124の市町村が加入されております。全国には1,718の市町村、大なり小なりの市町村がございまして、その加入されている数というのは7.2%でございます。また、九州エリアで申しますと——九州エリア、沖縄までが入るんですけども——274市町村のうち16の市町村が加入されている状態ですね。パーセントでいいますと5.8%ということでございます。ですので、この金額をかけて十分な費用対効果が出ないのではないかなと、これはそう思い、反対させていただきます。

また、これは登録をし続けないと、やはり意味がないということになると思いますので、経常的な必要経費が発生してくると思われま。また、現時点では向坂山へのアクセスや、町内の観光資源の整備が十分ではない状態だと僕は理解しております。ですので、それらの自然観光資源の整備が十分にできてからの登録でも遅くはないのではないかなと思っております。

ちなみに、お隣の山都町も登録はされております。多いところでいきますと、北九州市は91万人の人口の中のところが登録されていたり、逆に少ないところは、水害で大変な目に遭っている球磨村が1,800人だけ登録をされていたりとかするんですけども、その中で一つ、僕が考えたなと思うところは、2つの町、自治体がタッグを組んで登録しているところもあるようです。ですので、そのようにちょっと知恵を絞っていただいて、できるだけ経費を広角的に使

っていただきたいと思います、反対をさせていただきます。

広告を出すということになりましたら、五ヶ瀬町が保有しておりますラッピングバスがござい
ますね。あのラッピングバスを、この庁舎の駐車場の国道に面した場所、高速バスから見えるよ
うな場所に置いておくだけでも、十分な宣伝効果が生まれるのではないかなと思います。右側と
左側、ワインだったりスキー場だったり、いろいろあると思うんですけども、そういうバスを置
くことによって、お金をかけずに宣伝効果ができると思いますので、このモンベルフレンドエリ
アに登録するというのは、私は反対させていただきたいと思います。

それから3つ目、最後なんですけども、観光費、工事請負費について、これも先ほど甲斐委員
長のほうから御説明がありましたけども、ワイナリーの事務所増設工事に対してでございます。

これは視察に伺わさせていただいたんですが、事務所が非常に狭く、金銭や個人情報など、非
常に重要なものを扱う業務に支障があるということで、実際に業務に携わっている方々の御苦労
や御不便は耐え難いものがあると思われます。ですけども、これを乗り越えることによって、町
民や関係機関からの理解が深まるのではないかなと思います。

実際、現在のワイナリーに置かれた状況は非常に厳しいものがあります。一般の企業であれば
存続の危機であると言っても過言ではないと思います。書類のデータ化や機の配置の工夫などを
行い対応するべきではないかなと私は思い、反対意見とさせていただいております。

ただ、もし改善を行うのであれば、無理な姿勢で作業をしたり、サイズに合っていない机、椅
子に座ってパソコンの入力業務をしたりという方がもしいらっしゃるのであれば、明日にでも、
その机、テーブル等を替えていただいて、身体や精神的な苦痛がなく作業をしていただくという
ことは大切だと私は思っておりますので、この金額にはとらわれずに、働いている方々のために
やっていただきたいと思います、反対意見を述べさせていただきました。

私からの3点の反対意見は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 成志君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 渡邊です。ただいまの小笠原議員の反対討論に対しまして、私は、
この原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

3点ほど、今、小笠原議員が述べられましたが、先ほど予算審査特別委員会委員長報告がござ
いました。その委員会の中で各課長から丁寧な説明を受けて、その詳細については私たち議員も
質問し、理解したことだと私は思っております。予算の内容については、その反対意見、修正も
提案できたとは思いますが、それは私が感じたところ、なかったように思います。

そもそも、うちの議会において、予算審査特別委員会を設けて付託してやっているわけですの
で、これによって、その委員会の中でしっかり議論するというのが、やっぱり基本だと思いま
す。仮に、これを採決で否決ということであれば、予算審査特別委員会、その存在そのものが問

われるんではないかと思います。まず、それが1点です。

私個人的に、先ほど向坂山森林公園の経費も言われましたが、御存じのように、3年ぶりにやろうということでありまして、ただ、今現在できるかできないかも分からないわけですね。スキーを愛する方々にうちのスキー場をアピールする意味でも、しっかりと予算を計上して、これだけの思いで今年はお客さんを迎えますよということを訴える意味では、個人的には、この予算では、私はまだ足りないのではないかと思います。まだ補正を通じて増額の可能性はあってもいいと私は思っております。

それと、2点目になるんですが、この当初予算というのは、やっぱり1年間使う、あくまでも当初の予算ということでありまして、その必要に応じて、その額も増減があったり減額があったり、内容の訂正というか、計画どおりにできない場合もある。ということは、補正等でしっかり調整していくというのが大事ではないかと思います。

その事業の内容については、私たち議会の中でつくっております行財政特別委員会、また総務農林常任委員会とか文教福祉常任委員会とか、しっかりその中で議論をして、そして執行部のほうに議会としての思いをしっかり届けて、執行部、議案の提案者であります首長に、しっかり議会の思いを伝えるということが大事であると思いますので、今回の予算は賛成すべきであると。

もう一点だけ言わせてください。令和6年度の一般会計が、もし仮に否決されるということになれば、現時点での4月から五ヶ瀬町の行政運営をすることができなくなるのではないかと私は心配します。町民に対しての行政サービス、住民サービスがストップすることにならないかと大変心配するわけです。

ですから、現時点ではこの案に賛成をし、今後しっかりと議論をしていくべきだと考えますので、賛成し、賛成討論とします。

○議長（佐藤 成志君） ほかに討論はありませんか。反対議員の発言を許します。ほかに討論はありませんので、これから起立に……、（発言する者あり）反対発言があった場合について賛成議員ということになりますので。（発言する者あり）

では、原案に賛成者の発言を許します。2番矢野宏議員。

○議員（2番 矢野 宏君） 私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

スキー場に関する予算と、それからワイナリーに関する予算について反対討論があったわけですが、これは執行部のほうから再度にわたって説明を受けております。

その説明の中も、かなり詳細に受けております。また、重ねて現場にも出向いて現状を見てきております。

スキー場の件に関してはテーブルと、それから椅子等にちょっと疑問があったということであ

りましたけれども、現物を見たところ、かなり経年劣化が激しくて、これをまた新しくオープンしたときに使うのかというところでやはり疑問を持ちました。

ワイナリーの件にしても、実際現場を見たところですけど、これは執行部から出た提案じゃないと思うんですよ。現場から出てきた意見だと思うので、現場の人がやっぱり一番分かっておったと思うんです。なかなか言えなくて、今回思い切ってこういう提案をしたということだったと思うんです。

実情を見ますと、手狭というのはすぐ分かるんですけど、金庫が台所に置いてあったりとか、その上に電子レンジが載っていたりとか、やっぱりこれは普通の事務所としてはなかなか考えにくいなと思います。難しい商談をするにも応接室があるわけでもないのに、秘密の商談等も駄々漏れになってしまうということも考えられますので、ワイナリーの事務所増設については、これは予算執行すべきだろうと思います。

スキー場についても、これ3年ぶりにオープンするわけですので、これはやっぱりリニューアルという形で持っていったオープンすべきだろうと私も思います。そのためには、やっぱりこういう予算は必要だと思うんですよ。

渡邊議員がおっしゃったように、もっとかかるところを最小限に抑えて組んでやると思っております。財源についても過疎債を充てたりということで、町の持ち出しも最小限に抑えられていくんだらうと思っております。気持ちよくお客さんを迎えるに当たっては、この予算というのは最小限にも必要な額と私は考えますので、スキー場の予算執行についても賛成をしたいと思っております。

三セクにつきましては、これは我々議員も少なからず責任はあるわけですので、執行部と共に三セクを支えていくためには、やっぱり共に知恵を出し合って、執行部の考えを、いろいろ調べてされているわけですので、尊重しながら、我々議員も一緒になって考えていったらいいのではないかなと思っております。

以上のことで、この原案に賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 成志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） ほかに討論がありませんので、これから起立によって採決します。

議案第23号令和6年度五ヶ瀬町一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1時間経過しましたので、暫時休憩いたします。15時10分より再開いたします。

午後2時59分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（佐藤 成志君） 全員そろいましたので、議会を再開したいと思います。

次に、お諮りします。

.....

日程第25. 議案第29号

日程第26. 議案第30号

日程第27. 議案第31号

日程第28. 議案第32号

日程第29. 議案第33号

日程第30. 議案第34号

日程第３１．議案第３５号

日程第３２．議案第３６号

日程第３３．議案第３７号

日程第３４．議案第３８号

○議長（佐藤 成志君） 次に、お諮りします。日程第２５、議案第２９号向坂山森林公園の指定管理者の指定についてから、日程第３４、議案第３８号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定についてまでの１０件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第２５、議案第２９号から日程第３４、議案第３８号までの１０件は、これを一括議題とします。

本１０件については、去る３月１日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。８番、甲斐政國議員。

○議員（８番 甲斐 政國君） 議案名ではなくても、これ全体にかかることなんですけれども、この指定管理の期間、５年間というのがございますが——すみません、勉強不足かもしれませんが——これは条例で決まっているのでしょうか、それとも申合せでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。条例ではなくて、申合せ。当初、平成１９年から指定管理、スタートしておりますが、スタートの時期には３年間の期間をもって、その後、次の期間は５年して、今は５年で運用しているという状況です。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ８番、甲斐政國議員。

○議員（８番 甲斐 政國君） この５年間の中で、もし突発的に、どうしても継続できないという事案とか、あれが発生した場合にはどうなるのでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） そのような条項は協定の中に入っております。当然、お互い、物が言えるような状況になっているということでございます。

○議長（佐藤 成志君） ８番、甲斐政國議員。

○議員（８番 甲斐 政國君） 今回、林産物等販売施設、議案第３１号になりますけれども、これが一応３年ということになっております。これは、先ほど予算審査でも話しましたとおり、いわゆるリニューアルを考えてのことだということですから理解したところでございますけれども、今、状況が刻々と変わっておりますので、ほかの管理施設においても、やはりこういった事例が

出てくるんではなかろうかというふうに思っております。柔軟な対応ができるということであれば、御理解しましたのでよろしいと。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。先ほど、少しニュアンスがあれだったんですが、どちらかというと、これは行政側の、ちょっとど忘れしましたが、いわゆる行政側がそこを勝手に——勝手に切っていいというわけではないんですが、それぐらいに行政側がちゃんと監視して、期間を。そこで、もうできないものはできないとするような仕組みになっております。先ほど、特産センターの話ですね、そのようなことで御理解いただいたらと思います。突発的なことが出れば、そのようなことで期限を切ったりということになります。

一方で、短期間だと、なかなか指定管理者側が計画的な運営ができないということを勘案してを5年というものを考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 8番、甲斐政國議員。

○議員（8番 甲斐 政國君） 先ほども言いましたように、状況がいろいろ変わってくれば、今までどおりにそのまま指定管理をやるんじゃないくて、やはり公募もかけなくてはならないような状況が来るかと思います。特に、第三セクターあたりはそういうのが出てくるかなというふうに思いますので、言いましたとおり、柔軟な対応ができれば大変ありがたいというふうに思っておりますので、以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

これから、本10件について討論を行います。討論される場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第29号向坂山森林公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号Gパーク宿泊施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号林産物等販売施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号五ヶ瀬の里キャンプ村の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号五ヶ瀬町福祉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号夕日の里交流拠点施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号五ヶ瀬町共生型福祉施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号上ノ原地区多目的交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 5. 議案第 3 9 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 3 5、議案第 3 9 号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件につきましては、去る 3 月 1 日、提案理由の説明が終わっております。これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 3 9 号町道の認定及び廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 6. 議案第 4 0 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 3 6、議案第 4 0 号西臼杵広域行政事務組合規約の変更に
関する協議についてを議題とします。

本件につきましては、去る 3 月 1 日、提案理由の説明が終わっております。これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。6 番、太田保義議員。

○議員（6 番 太田 保義君） 太田です。議案第 4 0 号西臼杵広域行政事務組合規約の変更に
関する協議についてお伺いします。

この分担金割合が出してあるんですけど、負担金割合が。均等割、人口割、それぞれ出してあります。ただ、気になるのが消防費、前年度の基準財政による消防費、それぞれ出してあります。いいですか、続けて。

○議長（佐藤 成志君） いいですよ。

○議員（6 番 太田 保義君） よろしいですか。

○議長（佐藤 成志君） はい。

○議員（6番 太田 保義君） この消防年報によってちょっと計算したんですが、人口1人に当たる場合、高千穂町が約1万6,000円、それから日之影町が2万9,000円、五ヶ瀬町は2万7,000円。私は不平等だと思うんですけど。それで、今度、町民課の予算資料なんですが、これ開きました最後のほうの消防費も含めた分担金、これは単純に町村ごとに分けたんですが、高千穂町4万3,000円、日之影町6万7,000円、五ヶ瀬町6万5,000円。何か根拠があるんでしょうけど、私は思うんですが、西臼杵3町を空から見上げたときに町境はないと思うんですよね。あるのは、私たちの心の中に町境があるだけであって、何で限りなく平等に近い数字が出ないのか、特に救急車、これについては、非常に疑問を持っているんです。ただ、分担金も違っていて不便になっている。例えば、前も言った、そのぬくもり辺りから救急車を呼んだ場合、高千穂から来ますけど、病院は目と鼻の先にあるんですよね。こういった実態は野放しにされているんですということです。平等であってほしい、あくまでも限りなく、こういった広域行政だと思います。

○議長（佐藤 成志君） 執行部より、何かありますか。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 基本的には平等にあるために、広域議会の中で出して議論してということで、分担金については、基本的にはちゃんと計算方法がございまして、それをもって、みんなが納得したもので、これまでもやってきているということになっております。

また、中身の取組について、平等なというか、もともとの設置目的に足るようなことで取り組んでほしいというのは御意見としてお伺いして、全体で取り組む方向で考えたいと思います。

○議長（佐藤 成志君） 6番、太田保義議員。

○議員（6番 太田 保義君） 太田です。それは、法律か何かの根拠のある分担金の出し方になるんですかね。それとも通達みたいなもの、それとも3町での合意の下でやっていらっしゃるんですかね。私は、単純に西臼杵3町がまとまろうと思えば、町民の心を一つにするためには分担金は同じですよという指針のほうが町民も納得すると思うんです。五ヶ瀬町民の人がこういった数字を聞いたら、多分大多数の人が、おい、ちょっとそれはおかしいんじゃないかなという素朴な疑問で質問しました。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。単純に、何かを平均して割ってということではなくて、例えばごみであれば、ごみの数量割みたいなのところも入ったりしながら、いろんな計算で出しています。

さらには、当時、平成10年代頃はそういうものがなくて、逆に言うと、それを入れ込んで割り込んだので不平等じゃないか。例えば、高千穂にはたくさんの観光客が来て、ごみは捨てて帰る、その分量もほかのところが払うじゃないかと、いろんなこともあって、そういうのが組合

議会で議論されながら、皆さんでこの形がよかろうということで作くり上げてきたものであります。

また、その数字的なものとか、うまく説明ができればいいんですが、手元にその数字がないので、改めてお時間いただければ、こんな感じですねということを御説明できると思います。

○議長（佐藤 成志君） 6 番、太田保義議員。

○議員（6 番 太田 保義君） 太田です。大体、ごみにしても救急車の活動にしても、これは人口に比例するものだと思うんですけど、私はそう思います。だから、もし今後検討されるなら、そういったところをもう少し突っ込んで検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 組合議会がありますので、ここの場よりも、そちらのほうが具体的議論になるのかなと思います。先ほど言ったとおり、このような歴史もあって、今まで、これがよかろうというところに改善をしていきながらここに来ております。単純に人口割だと、逆に難しい面があるということを御理解いただけたらと思います。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 40 号西臼杵広域行政事務組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 37. 議案第 41 号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第 37、議案第 41 号定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とします。

本件につきましては、去る 3 月 1 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑がないようなので、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第41号定住自立圏形成協定の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第42号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第38、議案第42号五ヶ瀬町副町長の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第42号五ヶ瀬町副町長の選任同意について提案理由の御説明を申し上げます。

副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得ることとされております。

本件につきましては、現副町長の濱川哲一氏が令和6年3月31日をもって退任の意向を示されたことにより、宮崎信雄氏に御尽力を頂きたく要請しましたところ、内諾を得ましたので、議会の同意をお願いするものであります。

宮崎氏の略歴はお手元の資料のとおりであります。人格識見ともに本町行政に携わっていただくものとして適任者と考えています。

副町長の職務は、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどるとされ、優先すべき課題について、副町長にその任を命じ、解決に向け、共に全力を傾注してまいり所存でございます。

なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。3番、甲斐義則議員。

○議員（3番 甲斐 義則君） 宮崎信雄氏は、平成26年7月から令和4年6月まで、本町にお

いて副町長をされておりました。小迫町長が町長になられたときに、宮崎信雄氏を副町長に選任されなかったのはなぜか、理由をお伺いいたします。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 選任しなかった理由ということでは、選任しないという理由ではないんですけども、現濱川副町長、県のほうから参ってございますが、新任町長でございますので、いろんなところとの、特に県とか、その外部との関係性をつくりたいということでございます。前町長におきまして、副町長を務めていらっしゃったということでありまして、私としては、副町長を県のほうからという意向が強かったということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 3番、甲斐義則議員。

○議員（3番 甲斐 義則君） では、小迫町長が町長になられたときには、宮崎信雄氏を選任するという考えではなかったということでしょうか。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 宮崎氏を選任する意向であれば、宮崎氏を選任していたということなので、なかなか問い方が難しいんですが。宮崎さんには退任いただいて、新しく濱川副町長をお願いしたということでございます。

○議長（佐藤 成志君） 3番、甲斐義則議員。

○議員（3番 甲斐 義則君） はい、理解いたしました。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。4番、小笠原将太郎議員。

○議員（4番 小笠原将太郎君） 4番、小笠原将太郎です。私、この間、同じ質問をしたかもしれませんが、現副町長は県から来ていただき、いろんなところで経験を積まれた、五ヶ瀬町に来ていただいて活躍していただく、外部とのパイプといたしますか、いろんな知識も豊富でございますし、優秀な学歴も修められている方でございますので、いろんな知識、それからパイプ——今も申しましたが——がお持ちだと思います。

今度なられる副町長は逆といたしますか、五ヶ瀬生まれで、役場を長年勤め上げられたというか、地元の方であるという形になりますので、その辺の外部とのパイプといたしますか、その辺は町長はどのような形で埋めて、もちろん町長が動かれるという形になられると思うんですけども、その辺をちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（佐藤 成志君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 今回、任命をいたします宮崎信雄氏も、それまで副町長、それから、それまでずっと職員をしておりまして、特に農林業につきましては詳しい、総務課内も詳しい、それから副町長もしておりました。いろんなところで、よそとのつながりの中では、職員関係もそ

うでございますが、総務課長、それから副町長時代のものをずっと、その当時からの人脈はございます。

さらには、現濱川副町長におかれましては、帰っていかれましても、引き続き情報共有をしていくということで変わりないと考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） 4 番、小笠原将太郎議員。

○議員（4 番 小笠原将太郎君） ぜひ、今後も、この五ヶ瀬町とのパイプを保っていただき、短い期間であったんですけども、こちらにも住んでいただいたので、第二の故郷と言ったらいろんなところがございましてしょうけども、心に留めていただきまして、また、ぜひお越しいただきたいと思います。

くれぐれも五ヶ瀬町がガラパゴス化、要するに五ヶ瀬町の中だけで完結するような形になったんでは、このグローバル化といいますか、いろんな波に立ち向かっていかないといけない時代になっておりますので、ぜひ町長には県のほうにどんどん出向いて、国にもどんどん行っていただいて、活動を広げていっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 成志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第42号五ヶ瀬町副町長の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第39. 議案第43号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第39、議案第43号五ヶ瀬町教育長の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第43号五ヶ瀬町教育長の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得ることとされています。

現教育長の渡木秀明氏が令和6年3月31日をもって退任の意向を示されたことにより、津奈木考嗣氏に御尽力いただきたく要請をいたしましたところ、内諾を得ましたので、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、私の残任期間である令和6年4月1日から令和6年10月1日までとなります。

津奈木考嗣氏の略歴はお手元の資料のとおりであります。人格識見ともに本町の教育行政に携わっていただくものとして適任者と考えます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 成志君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第43号五ヶ瀬町教育長の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 成志君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第40．特別委員会委員長報告を求めることについて

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第40、特別委員会委員長報告を求めることについてを議題とします。

新庁舎建設調査検討特別委員会委員長から、調査中の事件について、調査終了の旨、報告があ

りましたので、ここで委員長の報告を求めます。委員長、渡邊孝議員、御登壇願います。

○新庁舎建設調査検討委員長（渡邊 孝君） 新庁舎建設調査検討特別委員会委員長報告を行います。

本年1月22日、役場会議室において、担当課長より新庁舎に関する説明と報告を受けました。

平成31年4月から建設本体工事が始まり、令和5年5月に全ての工事が終了し完成しました。その経費については、当初の計画費、本体工事費15億2,350万円に、倉庫・車庫工事費、駐車場工事費、河川暗渠化工事費、解体・外構工事費を加え、最終の事業費は22億4,697万2,909円となりました。増額の原因としては、物価高騰による資材代の高騰が大きな要因であるとのことでした。

東日本大震災、熊本地震において多くの市町村庁舎が機能を失い、町全体の復旧・復興へ大きな妨げとなり、改めて災害対応を含めた防災拠点施設の重要性が再認識されました。平成29年10月に実施した旧庁舎の耐震診断の結果は極めて耐震性が低く、耐震工事化も厳しいとの結果を受けました。また、大雨時には1階部分が浸水するなど、災害に脆弱な状況であることから庁舎の建て替えが検討され、計画の運びとなりました。

平成30年5月、新庁舎建設プロジェクトチーム、また、新庁舎建設検討委員会が設置され、基本計画案パブリックコメントを実施し、同年12月に五ヶ瀬町新庁舎建設基本計画が策定されました。

新庁舎の完成は、町民はもとより多くの人々から喜びの声を聞くと同時に、五ヶ瀬町のさらなる振興と発展のための拠点となることが大きく期待されています。町民への行政サービスの向上と行財政の効率化を一層高めていただき、職員一丸となって、それぞれの業務に邁進していただきますようお願いいたします。

また、議会活動においては、各議員が向上心と自覚を持ち、安心して快適に過ごせる魅力あるまちづくりへの拠点になることを願い、委員長報告といたします。

令和6年3月15日、新庁舎建設調査検討特別委員会委員長渡邊孝。

○議長（佐藤 成志君） ただいま新庁舎建設調査検討特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告をもちまして、調査を終了することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会は、ただいまの新庁舎建設調査検討委員会委員長報告をもちまして、その調査を終了することに決定しました。

日程第41．発議第2号

○議長（佐藤 成志君） 次に、日程第４１、発議第２号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。発議第２号議員派遣につきましては、会議規則第１２９条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第４２．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（佐藤 成志君） 次に日程第４２、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員長、各特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 成志君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（佐藤 成志君） これで、本定例会に付された議事の全部を終了しました。

会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る３月１日の開会以降、１５日間にわたり、熱心に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

町長をはじめ町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度をもって御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（小迫 幸弘君） それでは、私のほうから定例会終了に当たりまして、執行部を代表して、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして慎重審議を頂き、また、御承認を頂き、誠にありがとうございました。

本議会で議員各位から出されました御意見につきましては、しっかりと行政運営に生かしていきたいと考えております。引き続き、御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

いよいよ令和５年度も残り僅かとなってまいりました。議員の皆様と、この１年間、多くの課題につきまして共に悩み、真剣に議論をさせていただきながら、五ヶ瀬町行政を進めることがで

きました。この場を借りて、心から厚くお礼を申し上げます。

2月1日の五ヶ瀬町の推計人口は3,119人となりました。予想以上の人口減少が続いています。本町にとりまして、今後、持続可能な地域を維持していくためには、私ども行政、そして議会は当然でございますが、それぞれの地域で、それぞれの立場で課題をしっかりと共有していくことも必要だと改めて感じているところです。

新年度から、グループ制を係制に戻します。職員もしばらくは混乱する部分もあるかもしれませんが、仕組みを変えることによって組織の活性化をするため、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。議員の皆様には、お気づきの点がありましたら御指導をお願いいたします。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、それぞれの地域で、またそれぞれのお立場での活動が忙しくなることと存じますが、くれぐれも御自愛の上、なお一層の御活躍を願っております。

それでは、以上をもちまして、定例会終了に当たっての執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤 成志君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に御配慮いただき、執行の上に十分反映されますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和6年第1回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（齊家 晃君） 御起立ください。一同、礼。

午後3時43分閉会

○ 令和6年第1回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和 6 年 3 月 1 日	同意
議案第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和 6 年 3 月 1 日	同意
議案第 3 号	特に重要な公の施設の廃止について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 4 号	行政財産の目的外使用料条例の制定について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 5 号	五ヶ瀬町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 6 号	五ヶ瀬町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 7 号	五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 日	原案可決
議案第 8 号	五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 9 号	五ヶ瀬町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 10 号	五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 11 号	五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 12 号	五ヶ瀬町特別会計設置条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 13 号	公の施設に関する条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 14 号	五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 日	原案可決
議案第 15 号	五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 16 号	五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 17 号	令和5年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 18 号	令和5年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	令和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 19 号	令和 5 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 20 号	令和 5 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 21 号	令和 5 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 22 号	令和 5 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 23 号	令和 6 年度五ヶ瀬町一般会計予算について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 24 号	令和 6 年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計予算について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 25 号	令和 6 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 26 号	令和 6 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 27 号	令和 6 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 28 号	令和 6 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 29 号	向坂山森林公園の指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 30 号	Gパーク宿泊施設の指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 31 号	林産物等販売施設の指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 32 号	五ヶ瀬の里キャンプ村の指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 33 号	五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 34 号	五ヶ瀬町福祉センターの指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 35 号	夕日の里交流拠点施設の指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決
議案第 36 号	五ヶ瀬町共生型福祉施設の指定管理者の指定について	令 和 6 年 3 月 1 5 日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 37 号	上ノ原地区多目的交流施設の指定管理者の指定について	令和 6 年 3 月 15 日	原案可決
議案第 38 号	鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について	令和 6 年 3 月 15 日	原案可決
議案第 39 号	町道の認定及び廃止について	令和 6 年 3 月 15 日	原案可決
議案第 40 号	西臼杵広域行政事務組合規約の変更に関する協議について	令和 6 年 3 月 15 日	原案可決
議案第 41 号	定住自立圏形成協定の一部変更について	令和 6 年 3 月 15 日	原案可決
議案第 42 号	五ヶ瀬町副町長の選任同意について	令和 6 年 3 月 15 日	同意
議案第 43 号	五ヶ瀬町教育長の選任同意について	令和 6 年 3 月 15 日	同意
発議第 2 号	議員派遣について	令和 6 年 3 月 15 日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員